

平成22年度第3回しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会

次 第

平成22年8月10日(火)19:00~21:00

浦和コミュニティセンター第7集会室

1 開 会

2 議 題

(1)「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

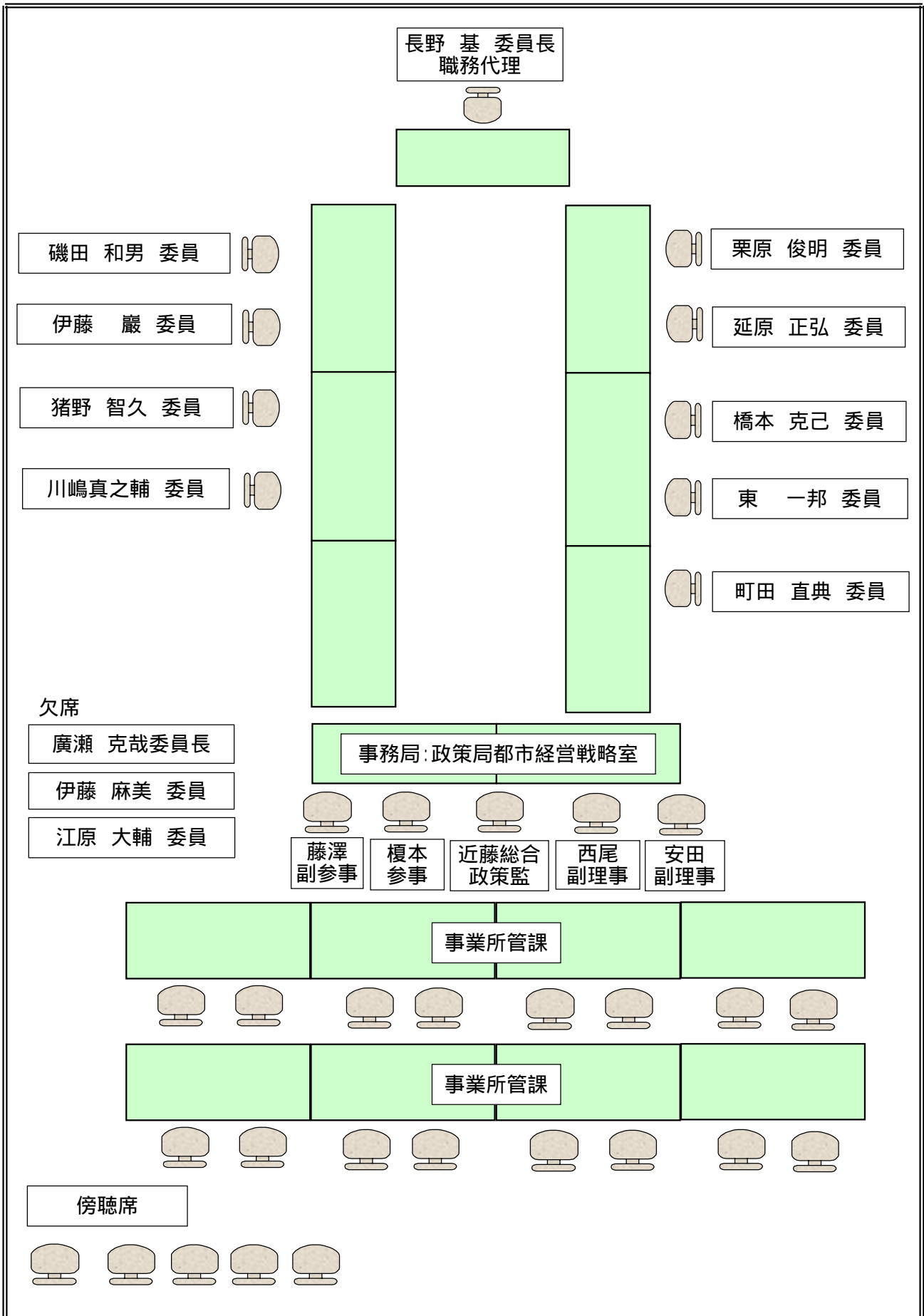
- ・ 次第
- ・ 座席表
- ・ 所管課職員出席者一覧
- ・ 市民評価委員会開催日程（予定）

平成22年度 第3回 しあわせ倍増プラン2009 市民評価委員会

座席表

日時:平成22年8月10日(火) 午後7時00分～

会場:浦和コミュニティセンター第7集会室



平成22年度 第3回 しあわせ倍増プラン2009 市民評価委員会
所管課職員出席者一覧

宣言・分野	項	目	所管課	出席者	
				職名	氏名
行動宣言 (5)	-1	マニフェスト検証大会を毎年開催。(4年以内)	都市経営戦略室		
	-2	タウンミーティングを全10区で計40回開催。(4年以内)	広聴課		
	-3	現場訪問を400回実施。(4年以内)	秘書課		
	-4	学校訪問を全校実施。(4年以内)	教育総務課	参事兼課長	松本 政之
	-5	職員との車座集会を100回開催。(4年以内)	人材育成課	課長	小島 正明
条例宣言 (7)	-1	市長任期を3期までとする、多選自粛条例を制定します。(すぐ)	総務課	課長	井原 優
	-2	生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。(すぐ)	スポーツ企画課	次長	五月女正人
	-3	障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例を制定します。(すぐ)	障害福祉課	課長	岡村 健司
	-4	一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」を制定します。(2年以内)	子育て企画課	課長	松井 雅之
	-5	「文化都市創造条例」を制定します。(2年以内)	文化振興課	参事兼課長	平林 実
	-6	さいたま市の憲法「自治基本条例」を市民参画で制定します。(3年以内)	企画調整課	参事兼課長	川島 雅典
	-7	他市に類をみないスピードで進む高齢化に備えて「安心長生き条例」を制定します。(4年以内)	高齢福祉課	課長	木村 あや子
行財政改革 (7)		民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)			
	1-1	行財政改革推進本部の設置	行政改革チーム	副参事	真々田和男
	1-2	事務事業評価の見直し	無駄ゼロ改革チーム	参事	大熊克則
	1-3	補助事業の見直し	無駄ゼロ改革チーム	参事	大熊克則
			財政課	課長	高橋 篤
	1-4	外郭団体改革	民間力活用チーム	参事	山崎 秀雄
	1-5	公共施設マネジメント会議設置	行政改革チーム	副参事	真々田和男
			企画調整課	参事兼課長	川島 雅典
			財政課	課長	高橋 篤
			用地管財課	参事兼課長	丸山 彦文
4	市長の退職手当を50%減額します。(すぐ)	給与課	課長	塩原 照雄	
5	市長給与を10%減額します。(すぐ)	給与課	課長	塩原 照雄	

しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会
開催日程(予定)

	月日(時期)	内容及び検討事業数	会場
第1回	7月 2日(金)	委嘱状交付式 評価検証事業の実施手法 今後の進め方	
第2回	7月23日(金)	3事業	
第3回	8月10日(火)	16事業	浦和コミュニティセンター 第7集会室
第4回	8月27日(金)	21事業	中央図書館 イベントルーム
第5回	9月15日(水)	11事業	浦和コミュニティセンター 第6集会室
第6回	9月29日(水)	16事業	〃 第6集会室
第7回	10月14日(木)	24事業	〃 第6集会室
第8回	10月28日(木)	25事業	〃 第7集会室
第9回	11月11日(木)	23事業	〃 第7集会室
第10回	11月17日(水)	取りまとめ	〃 第7集会室
第11回	11月下旬	「市民評価報告会」開催	

開催場所 : 浦和コミュニティセンター等
開催時間 : 平日の夜間(おおむね19時~21時の2時間)

なお、上記の日程等は予定であり、委員会の進行状況により、日程及び検討事業数を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会」事業別開催日程一覧(予定)

宣言・分野	項目	個別事業	区分	(区分別)	開催日程
行動宣言 (5)	-1 マニフェスト検証大会を毎年開催。(4年以内)		第2回	1	7月23日(金)
	-2 タウンミーティングを全10区で計40回開催。(4年以内)		第2回	2	7月23日(金)
	-3 現場訪問を400回実施。(4年以内)		第2回	3	7月23日(金)
	-4 学校訪問を全校実施。(4年以内)		第3回	1	8月10日(火)
	-5 職員との車座集いを100回開催。(4年以内)		第3回	2	8月10日(火)
条例宣言 (7)	-1 市長任期を3期までとする、多選自粛条例を制定します。(すぐ)		第3回	3	8月10日(火)
	-2 生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。(すぐ)		第3回	4	8月10日(火)
	-3 障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例を制定します。(すぐ)		第3回	5	8月10日(火)
	-4 一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」を制定します。(2年以内)		第3回	6	8月10日(火)
	-5 「文化都市創造条例」を制定します。(2年以内)		第3回	7	8月10日(火)
	-6 さいたま市の憲法「自治基本条例」を市民参画で制定します。(3年以内)		第3回	8	8月10日(火)
	-7 他市に類をみないスピードで進む高齢化に備えて「安心長生き条例」を制定します。(4年以内)		第3回	9	8月10日(火)
行財政改革 (13)	1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)	1-1 行財政改革推進本部の設置	第3回	10	8月10日(火)
		1-2 事務事業評価の見直し	第3回	11	8月10日(火)
		1-3 補助事業の見直し	第3回	12	8月10日(火)
		1-4 外郭団体改革	第3回	13	8月10日(火)
		1-5 公共施設マネジメント会議設置	第3回	14	8月10日(火)
	2 すべての窓口業務を区役所で行えるようにします。(すぐ)	2-1 窓口改革・権限移譲(統括)	第4回	1	8月27日(金)
		2-2 予算	第4回	2	8月27日(金)
		2-3 組織・人事	第4回	3	8月27日(金)
		2-4 暮らし応援室の設置	第4回	4	8月27日(金)
	3 区長マニフェストを全区長が策定するようにします。(すぐ)		第4回	5	8月27日(金)
	4 市長の退職手当を50%減額します。(すぐ)		第3回	15	8月10日(火)
	5 市長給与を10%減額します。(すぐ)		第3回	16	8月10日(火)
	6 指定管理者の指定などにおける透明性を確保します。(すぐ)		第4回	6	8月27日(金)
行財政改革 (13)	7 一職員一改革提案制度を創設します。(すぐ)		第4回	7	8月27日(金)
	8 政令市初の予算編成過程の透明化も含め、徹底的な情報公開を行います。(すぐ)	8-1 予算編成過程の公開	第4回	8	8月27日(金)
		8-2 会派要望への対応状況の公表	第4回	9	8月27日(金)
	9 情報公開日本一を実現します。(2年以内)	9-1 情報提供体制の整備	第4回	10	8月27日(金)
		9-2 都市経営戦略会議の審議内容等の公表	第4回	11	8月27日(金)
		9-3 パブリックコメントの充実	第4回	12	8月27日(金)
		9-4 パブリシティの推進	第4回	13	8月27日(金)
		9-5 身近な道路整備要望への対応状況の公表	第4回	14	8月27日(金)
		9-6 市へ寄せられた意見とその対応状況の公表	第4回	15	8月27日(金)
	10 外郭団体の長への市長・副市長の兼職を廃止します。(2年以内)		第4回	16	8月27日(金)
	11 職員の自動的な天下りを廃止します。(2年以内)		第4回	17	8月27日(金)
	12 行政職への民間人登用を含め、実力ある人を適材適所に配置します。(2年以内)	12-1 行政職への民間人登用	第4回	18	8月27日(金)
		12-2 民間企業等経験者の採用	第4回	19	8月27日(金)
12-3 適材適所の人事配置		第4回	20	8月27日(金)	
13 電子市役所を構築します。(4年以内)		第4回	21	8月27日(金)	
市民・自治 (3)	14 区民会議・コミュニティ会議の活性化に向けた、検討会議を設置します。(すぐ)		第5回	1	9月15日(水)
	15 市民活動を推進するための「マッチングファンド制度」を創設します。(2年以内)		第5回	2	9月15日(水)
	16 大学コンソーシアムの仕組みを構築します。(4年以内)		第5回	3	9月15日(水)
子ども (14)	17 子どもの好奇心を伸ばすために、プロのスポーツ選手やアーティストなどによる授業を拡大します。(すぐ)		第5回	4	9月15日(水)
	18 基礎学力向上のための「読み・書き・そろばんプロジェクト」、基礎体力向上のための「なわとび・逆上がりプロジェクト」、生活習慣向上のための「あいさつ・礼儀」・「早寝・早起き・朝ごはん」を推進します。(2年以内)	18-1 読み・書き・そろばんプロジェクト	第5回	5	9月15日(水)
		18-2 なわとび・逆上がりプロジェクト	第5回	6	9月15日(水)
		18-3 あいさつ・礼儀	第5回	7	9月15日(水)
		18-4 早寝・早起き・朝ごはん	第5回	8	9月15日(水)
	19 「放課後子ども教室」を倍増します。(2年以内)		第5回	9	9月15日(水)
	20 児童虐待ゼロを目指し、対応する職員(保健師、児童相談所員など)を増員します。(2年以内)	20-1 児童相談所の充実	第5回	10	9月15日(水)
		20-2 保健所の充実	第5回	11	9月15日(水)

「しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会」事業別開催日程一覧(予定)

宣言・分野	項目	個別事業	区分	(区分別)	開催日程
子ども (14)	21 家庭・地域・学校が連携して取り組む「土曜日寺子屋」を実施します。(4年以内)			第6回 1	9月29日(水)
	22 子どもの創造力を高める「子ども博物館構想」を推進します。(4年以内)			第6回 2	9月29日(水)
	23 「子育てババ応援プロジェクト」を推進します。(4年以内)	23-1 1日保育士体験	第6回 3	9月29日(水)	
		23-2 子育て支援センターの活用	第6回 4	9月29日(水)	
		23-3 ワークライフバランスの認知度向上	第6回 5	9月29日(水)	
		23-4 親の学習などのアドバイザー育成・親育ち支援策	第6回 6	9月29日(水)	
	24 保育所・学童保育所「待機児童ゼロプロジェクト」を推進します。(4年以内)	24-1 認可保育所	第6回 7	9月29日(水)	
		24-2 ナーサリールーム・家庭保育室	第6回 8	9月29日(水)	
		24-3 放課後児童クラブ	第6回 9	9月29日(水)	
	25 北九州方式を参考とした小児救急体制や、産科救急体制を整備します。(4年以内)	25-1 小児救急	第6回 10	9月29日(水)	
		25-2 産科救急	第6回 11	9月29日(水)	
	26 高校教育の底上げを図り、質の高い特色のある学校づくりを推進します。(4年以内)			第6回 12	9月29日(水)
	27 一人ひとりの子どもが輝くために、心のサポート推進事業を充実します。(4年以内)			第6回 13	9月29日(水)
28 ノーマライゼーションの理念の共有化に向け、障害のある人もない人も、誰もが同じように住み慣れた地域で暮らし学べるよう、特別支援教育を充実します。(4年以内)			第6回 14	9月29日(水)	
29 学校教育における食育を推進します。(4年以内)			第6回 15	9月29日(水)	
30 メディアリテラシー教育の充実と携帯・ネットアドバイザー制度を創設します。(4年以内)			第6回 16	9月29日(水)	
高齢者 (6)	31 介護する人への支援体制を充実します。(すぐ)			第7回 1	10月14日(木)
	32 配食サービスの拡充を図り高齢者の自立を支援します。(すぐ)			第7回 2	10月14日(木)
	33 空き教室や空き店舗、遊休施設などを活用し、各区に高齢者サロン・介護者サロンを設置します。(4年以内)	33-1 高齢者サロン	第7回 3	10月14日(木)	
		33-2 介護者サロン	第7回 4	10月14日(木)	
	34 シルバー人材センターの充実や団塊の世代の市民活動の推進など、高齢者が地域で働く場を増やします。(4年以内)			第7回 5	10月14日(木)
	35 シニアユニバーシティを充実します。(4年以内)			第7回 6	10月14日(木)
36 高齢者を対象とした、(仮称)シルバー元気応援ショップ制度(割引制度)を創設します。(4年以内)			第7回 7	10月14日(木)	
健康・安全・安心 (5)	37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。～元気倍増大作戦～(4年以内)	37-1 食生活・運動	第7回 8	10月14日(木)	
		37-2 介護予防	第7回 9	10月14日(木)	
	38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を増殖します。(4年以内)	38-1 多目的広場整備方針の決定	第7回 10	10月14日(木)	
38-2 都市公園内のグラウンド等の個人への開放		第7回 11	10月14日(木)		
健康・安全・安心 (5)	38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を増殖します。(4年以内)	38-3 民有地を活用した多目的広場の整備	第7回 12	10月14日(木)	
		38-4 「(仮称)スポーツふれあい広場」の整備	第7回 13	10月14日(木)	
	38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を増殖します。(4年以内)	38-5 大学との連携による多目的広場の整備	第7回 14	10月14日(木)	
		38-6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備	第7回 15	10月14日(木)	
	39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)	39-1 総合防災情報システムの構築	第7回 16	10月14日(木)	
		39-2 危機事案発生時の初動体制の確保	第7回 17	10月14日(木)	
		39-3 防災ボランティアコーディネーターの養成と避難場所運営体制の構築	第7回 18	10月14日(木)	
		39-4 災害時要援護者への支援	第7回 19	10月14日(木)	
		39-5 マンホールトイレの整備	第7回 20	10月14日(木)	
		39-6 新型インフルエンザ対策	第7回 21	10月14日(木)	
	39-7 地域防犯ステーションなどの増設と自主防犯パトロールの促進	第7回 22	10月14日(木)		
40 民間住宅の耐震化補助事業を拡充します。(すぐ)			第7回 23	10月14日(木)	
41 障害者自立支援法の時限措置終了後も、市独自の負担軽減策を継続します。(すぐ)			第7回 24	10月14日(木)	
環境・まちづくり (11)	42 市内照明のLED化率全国1位を目指します。(4年以内)			第8回 1	10月28日(木)
	43 太陽光発電設備の設置を推進します。(4年以内)			第8回 2	10月28日(木)
	44 「E-KIZUNA Project」などの実施により、次世代自動車の普及を促進します。(4年以内)			第8回 3	10月28日(木)
	45 さいたま新都心のサッカープラザ計画は白紙撤回します。(すぐ)			第8回 4	10月28日(木)
	46 コミュニティバス路線の検討委員会を設置します。(すぐ)			第8回 5	10月28日(木)
	47 新規建設事業費の1%を魅力ある文化・芸術のまちづくりに配分します。(3年以内)			第8回 6	10月28日(木)
	48 公園・市有地・校庭などの芝生化、緑のカーテン事業などで身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施します。(4年以内)	48-1 公園の芝生化	第8回 7	10月28日(木)	
		48-2 学校の芝生化	第8回 8	10月28日(木)	
		48-3 保育園の芝生化	第8回 9	10月28日(木)	
48-4 学校の緑のカーテン		第8回 10	10月28日(木)		
48-5 公共施設・家庭の緑のカーテン		第8回 11	10月28日(木)		

「しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会」事業別開催日程一覧(予定)

宣言・分野	項目	個別事業	区分	(区分別)	開催日程	
環境・まちづくり (11)	48 公園・市有地・校庭などの芝生化、緑のカーテン事業などで身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施します。(4年以内)	48-6 公共施設の緑化	第8回	12	10月28日(木)	
		48-7 民間建築物の緑化	第8回	13	10月28日(木)	
		48-8 花と緑でいっぱい・区の花の制定	第8回	14	10月28日(木)	
	49 見沼たんぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を保全・活用し、教育ファーム、市民農園など市民が憩える場所を増やします。(4年以内)	49-1 見沼基本計画の策定	第8回	15	10月28日(木)	
		49-2 歴史的遺産・自然環境の活用	第8回	16	10月28日(木)	
		49-3 教育ファームの実施	第8回	17	10月28日(木)	
		49-4 市民農園の整備	第8回	18	10月28日(木)	
		49-5 東宮下調節池の広場整備	第8回	19	10月28日(木)	
		49-6 高沼用水路の整備	第8回	20	10月28日(木)	
	50 良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します。(4年以内)			第8回	21	10月28日(木)
	51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。(4年以内)	51-1 都市公園の整備	第8回	22	10月28日(木)	
		51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備	第8回	23	10月28日(木)	
		51-3 下水道の整備	第8回	24	10月28日(木)	
52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します。(4年以内)			第8回	25	10月28日(木)	
経済・雇用 (7)	53 ワーキングプアを増やさない、部局横断的な「自立生活支援対策チーム」を設置します。(すぐ)	53-1 セーフティネットの構築	第9回	1	11月11日(水)	
		53-2 ステップアップの取組	第9回	2	11月11日(水)	
	54 介護、福祉、医療、教育、環境、農業などの分野を中心に「雇加倍増プロジェクト」を実施します。(4年以内)	54-1 ものづくり企業支援事業	第9回	3	11月11日(水)	
		54-2 テクニカルブランド企業認証事業	第9回	4	11月11日(水)	
		54-3 戦略的企業誘致	第9回	5	11月11日(水)	
		54-4 産学連携によるイノベーション創出	第9回	6	11月11日(水)	
		54-5 新規就農者支援事業	第9回	7	11月11日(水)	
		54-6 事業所内保育施設推進事業	第9回	8	11月11日(水)	
		54-7 介護福祉士資格取得支援	第9回	9	11月11日(水)	
		54-8 ホームヘルパー2級資格取得支援	第9回	10	11月11日(水)	
		54-9 福祉介護人材の養成確保	第9回	11	11月11日(水)	
		54-10 ものづくり人材支援事業	第9回	12	11月11日(水)	
		54-11 マッチング事業	第9回	13	11月11日(水)	
経済・雇用 (7)	55 市内の観光資源を有効に活用し、海外も含め観光客を積極的に誘致します。(4年以内)			第9回	14	11月11日(水)
	56 起業家応援のための「ベンチャービジネス倍増プロジェクト」を実施します。(4年以内)	56-1 人材育成支援	第9回	15	11月11日(水)	
		56-2 創業環境支援	第9回	16	11月11日(水)	
	57 コミュニティビジネスの支援制度を充実します。(4年以内)	57-1 コミュニティビジネス育成事業	第9回	17	11月11日(水)	
		57-2 コミュニティビジネス促進事業	第9回	18	11月11日(水)	
58 中小企業・小規模事業者への融資制度を充実します。(4年以内)			第9回	19	11月11日(水)	
59 企業のCSR活動の認証制度を創設・推進します。(4年以内)			第9回	20	11月11日(水)	
地域間対立を 越えて (3)	60 大宮駅東口再開発は、東日本の玄関口として経済・商業都市としての機能を高める開発を推進します。(4年以内)			第9回	21	11月11日(水)
	61 地下鉄7号線延伸は、経済性などを十分に考慮し、まちづくりと連動させて推進します。(4年以内)			第9回	22	11月11日(水)
	62 市庁舎のあり方は、地域的対立を越えた視点から、市民の声を聞きながら検討します。(4年以内)			第9回	23	11月11日(水)

- 4 学校訪問を全校実施。(4年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

平成24年度末までに、すべての市立幼稚園・小・中・高・特別支援学校で“絆”学校訪問を実施します。

現状(平成21年3月末時点)

教育委員や事務局職員による学校訪問を実施してきましたが、市長の学校訪問は実施していません。



【“絆”学校訪問(浦和区:木崎小学校)】

取組内容

- “絆”学校訪問では、朝会、授業などの学校活動や給食を共にするなど、市長が直接子どもや教職員の声を聞きます。
- “絆”学校訪問の様子を、ホームページで公表します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
“絆”学校訪問	30校 (累計:30校)	45校 (累計:75校)	45校 (累計:120校)	45校 (累計:165校)
ホームページに公表				

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成22年3月末時点)

- 平成21年度の“絆”学校訪問については幼稚園1園、小学校21校、中学校7校、養護学校1校の計30校を訪問しました。訪問時の写真と訪問内容を市のホームページ(ようこそ市長室へ 学校訪問)で公開しました。
- 訪問時には、登校時の朝のあいさつや、朝会への参加、給食を共にする等を行いました。
- 学校訪問の一環として教育研究所で実施された「教師力」パワーアップ講座(自主参加型の教職員夜間研修)へ参加し、教員と一緒に活動しました。

評価理由

平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。

(主な成果等)

“絆”学校訪問は月9日 桜山中学校

市長は講話朝会で「絆」人としてのつながりが、人知によって一歩ずつ進んでいくことを願っています。児童、教員、地域のみなさんの力が大切です。多くの市民が参加し、助け合える地域を作っていくことを目指しています。自ら夢を語り、次を創りたいと考えています。市長は講話朝会を行いました。

そのほか、日本経済新聞記者の先生一人ひとりに声をかけ、各校の校歌、保護者の声と発信しました。

市長は10区の小・中・高等学校をバランスよく訪問し、朝のあいさつや朝会、部活動の練習、授業などを視察をした様子をホームページで公開し、学校の特色のある教育活動を「市報さいたま」に掲載し、取組を紹介します。

市のホームページ【学校訪問】

(市民満足度向上に向けた取組)

学校訪問をした30校の様子を、写真と説明を入れて市のホームページに公開するとともに、「市報さいたま」に掲載することで、広く市民に周知しました。

(コスト・効率性)

学校訪問のためのコスト負担は生じておりません。

(課題)

早朝以外の時間帯にも積極的に学校訪問を行い、昼休みや放課後の子どもの声などをさらに聞いていく必要があります。

今後の取組・予定

- 市内10区の小・中・高等学校をバランスよく訪問し、朝のあいさつや朝会、部活動の練習、授業などを視察をした様子をホームページで公開し、学校の特色のある教育活動を「市報さいたま」に掲載し、取組を紹介します。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
“絆”学校訪問	30校 (累計:30校)	45校 (累計:75校)	45校 (累計:120校)	45校 (累計:165校)
ホームページに公表				
事業費(千円)	0			

-5 職員との車座集会を100回開催。(4年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

・市民のための職員であるという意識改革を進めるとともに、職員個々の能力を最大限に発揮させるため、平成24年度末までに車座集会を100回開催します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・市長と職員が直接対話する機会となる車座集会は、実施していません。



【第2回“絆”ミーティングの様子】
参加者：各区長
テーマ：区の独自性を生かした我が区の振興政策について

取組内容

- ・全職員を対象に、局・区役所又は職種等のグループ(10~15人)ごとに、月2回から3回、車座集会(“絆”ミーティング)を実施します。
- ・集会については、参加職員が意見・提案等を述べた後、市長とフリートークを行います。
- ・集会で出された意見・提案等の“現場の声”は、ホームページで公表するとともに、職員に周知し、事務改善の参考とします。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
車座集会の開催	20回	30回 (累計:50回)	30回 (累計:80回)	20回 (累計:100回)
ホームページに公表				

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度	
進捗度	加点・減点
b	
7点	

取組実績(平成22年3月末時点)

評価理由

<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は、車座集会(“絆”ミーティング)を21回実施し、延べ214人の職員が市長と直接対話し、市政の課題や日頃感じている問題点などについて話し合いました。 ・また、車座集会(“絆”ミーティング)の様子は、ホームページで公表しています。 <p>(市民満足度向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車座集会(“絆”ミーティング)では、市長と職員が常に市民目線に立った行政運営を行っていくことについて話し合いました。 <p>(コスト・効率性)</p> <p>-</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車座集会の場でも出された意見や提案等を研究テーマとして、職員の政策形成能力を高める研修を実施する仕組みを検討していきます。 	<p>・平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。</p> <p>(主な成果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キッズスペース」を区役所の待合スペースに設置する提案など、職員の声を諸施策を検討する際の判断材料の一つとしました。 ・車座集会(“絆”ミーティング)実施後のアンケート調査におきましては、「仕事への意欲が向上した」、「自分の業務を再認識した」等、意識変化があったとの回答が80%以上でした。
--	--

今後の取組・予定

<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度以降も、平成24年度末までに100回開催することに向けて、計画的に進めていきます。 <p>(工程表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21(実績)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施事業等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車座集会の開催</td> <td>21回</td> <td>30回 (累計:51回)</td> <td>30回 (累計:81回)</td> <td>20回 (累計:101回)</td> </tr> <tr> <td>ホームページに公表</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費(千円)</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	H21(実績)	H22	H23	H24	実施事業等					車座集会の開催	21回	30回 (累計:51回)	30回 (累計:81回)	20回 (累計:101回)	ホームページに公表										事業費(千円)	0			
年度	H21(実績)	H22	H23	H24																										
実施事業等																														
車座集会の開催	21回	30回 (累計:51回)	30回 (累計:81回)	20回 (累計:101回)																										
ホームページに公表																														
事業費(千円)	0																													

-1 市長任期を3期までとする、多選自粛条例を制定します。(すぐ)

数値目標等(取組指標・方針)

・平成21年度中に、「さいたま市長の在任期間に関する条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

・「市長の在任期間に関する条例」など市長任期を定める多選自粛についての条例は、制定していません。

[八都庁市の制定状況]

都市名	制定時期
埼玉県	平成16年8月
川崎市	平成15年7月
横浜市	平成19年9月

取組内容

・市長が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、市長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じる恐れのある弊害を防止するため、現市長について、その在任期間を3期までとする「さいたま市長の在任期間に関する条例」を制定します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
条例の制定		→			

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	4点
C		

取組実績(平成22年3月末時点)

評価理由

・幅広い権限を有する市長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じる恐れのある弊害を防止するため、現市長について、その在任期間を3期までの努力目標とする「さいたま市長の在任期間に関する条例(案)」を平成21年6月定例会に提案しましたが、継続審査となり、3期までとする理由が不明確なこと、市長の政治信条を条例化すべきではないこと等の理由で、9月定例会で否決されました。

・平成21年度中に条例を制定する目標であったが、市議会6月定例会に提案するも、9月定例会で否決され、制定にいたっていないので、進捗度を「C」と判断。

(主な成果等)

さいたま市長の在任期間に関する条例(案)

(目的)
第1条 この条例は、市長が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、市長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じるおそれのある弊害を防止するため、市長の在任期間について定め、もって清新で活力のある市政の確保を図ることを目的とする。

(在任期間)
第2条 市長の職にある者は、その職に連続して3期(各任期における在任期間が4年に満たない場合も、これを1期とする。)を超えて在任しないよう努めるものとする。

2 市長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された当該市長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該選挙の直前及び直後の任期を併せて1期とみなして前項の規定を適用する。

附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用)
2 この条例は、この条例の施行の日により市長の職にある者について適用する。

(市民満足度向上に向けた取組)

-

(コスト・効率性)

-

(課題)

・継続審査となり、否決されたことから、内容の再検討が必要です。

今後の取組・予定

・条例の内容を再検討し、改めて議会に条例案を提出します。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22	H23	H24
条例の制定		→ (6月)提案 (9月)否決	→ 内容再検討		
事業費(千円)		0			

-2 生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。(すぐ)

数値目標等(取組指標・方針)

・平成21年度末までに、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

・「一市民一スポーツ」の基本理念に基づく「さいたま市スポーツ振興計画」は策定していますが、「スポーツ振興まちづくり条例」は制定していません。



【スポーツ振興事業の一例】
(2008さいたまシティマラソンの様子)

取組内容

- 生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進するための「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。
- 条例には、スポーツ振興の基本理念を規定するだけでなく、スポーツ振興によるまちづくりの具体的な施策を定めることや施設の充実・整備の方針策定等を盛り込み、実効性のある条例とします。
- 推進体制として、広範な団体からなる「(仮称)スポーツ振興まちづくり推進会議」を設置し、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関われる環境づくりを目指す諸施策を展開します。
- 条例に掲げた方針を具現化するため、具体的な施策を盛り込んだ「スポーツ振興まちづくり計画」を策定し実施します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
市民意見の反映等 (パブリックコメント実施やスポーツ関係団体等からの意見聴取)	→			
条例の制定	→			
(仮称)スポーツ振興まちづくり推進会議の設置		→	→	→
スポーツ振興まちづくり計画策定・施策の実施		→	→	→

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加減点	7点
b		

取組実績(平成22年3月末時点)

評価理由

・生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進することを目的とし、スポーツ振興の理念に加え、スポーツ振興まちづくり計画の策定や具体的な施策の策定及び維持管理も含めたスポーツ施設の整備・充実についての指針を定めることなどを明記した、実効性があり、政令指定都市初となる「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を平成22年3月25日に制定しました。

(市民満足度向上に向けた取組)
・条例を実効性のあるものとするため、具体的な施策を盛り込んだ計画の策定や推進組織の設置、更には市のスポーツ施設の整備についての指針を定めることを明記しました。

(コスト・効率性)
・コストをかけずに幅広い方々の意見を収集するため、タウンミーティングの活用や関係団体等へのヒアリング等を実施しました。

(課題)
・条例と現在のスポーツ振興計画との整合性を図りつつ、条例に掲げた基本理念の実現に向け、広範な分野の団体等との連携や調整が必要となります。

・平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。

(主な成果等)
生涯スポーツの振興とともに、スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進を目的とする「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を政令市で初めて制定しました。

条例イメージ

今後の取組・予定

・スポーツ振興まちづくり条例の基本理念の実現に向けて、具体的な施策を盛り込んだ「スポーツ振興まちづくり計画」を策定します。また、諸施策を展開するための推進体制として、広範な団体からなる「(仮称)スポーツ振興まちづくり推進会議」を設置します。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
市民意見の反映等 (パブリックコメント実施やスポーツ関係団体等からの意見)	→ (10月~12月)実施			
条例の制定	→ (3月25日)制定			
(仮称)スポーツ振興まちづくり推進会議の設置		→	→	→
スポーツ振興まちづくり計画策定・施策の実施		→	→	→
事業費(千円)	0			

- 3 障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例を制定します。(すぐ)

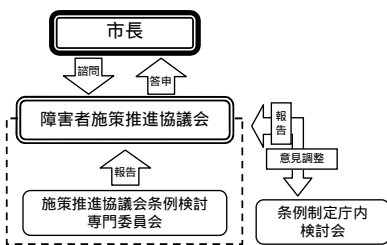
数値目標等(取組指標・方針)

・平成22年中に、障害者も健常者も共に地域で暮らせる「ノーマライゼーション条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・障害者総合支援計画を策定し、各種施策を実施していますが、理念などを示す、「ノーマライゼーション条例」は制定していません。

【条例策定検討体制】



取組内容

- ・学識経験者、医療・福祉分野の代表者、市民からの公募委員などで構成される、障害者施策推進協議会(注1)に条例検討専門委員会を設置し、その検討を踏まえて、「ノーマライゼーション条例」を制定します。
- ・パブリックコメントなどを実施し、市民に広く意見を求めます。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
条例検討専門委員会などによる検討	→			
パブリックコメントの実施		→		
条例の制定		→		

(注1)障害者施策推進協議会とは、障害者計画の策定、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項などを調査・審議する機関で、障害者基本法により政令指定都市に設置が義務付けられているもの。

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	8点
b	↗	

取組実績(平成22年3月末時点)

評価理由

- ・障害者施策推進協議会に条例の制定について諮問し、協議会に専門委員会を設置し、会議を3回開催しました。(計10回程度開催予定)
- ・市民に条例づくりの開始を周知するためのシンポジウムを2月に1回開催しました。
- ・「条例について話し合う100人委員会」を設置し、会議を1回開催しました。(計10回程度開催予定)
- ・障害者差別と思われる事例を収集し、地域が抱える課題を整理しました。(521事例を収集)

- ・平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。さらに、市民のための市民による条例とするため、「100人委員会」を設置し、より多数の市民の意見を直接伺う機会を設けたので加点。

(主な成果等)



100名以上の市民の参加で白熱した議論が行われた第1回条例について話し合う100人委員会(平成22年3月30日)

(市民満足度向上に向けた取組)

- ・専門委員だけでなく、当事者や一般の市民も条例制定に参画できるように、条例制定のためのホームページの開設やいつでも参加が可能な「条例について話し合う100人委員会」を開催するなど、市民による市民のための条例とするための取組を進めました。

(コスト・効率性)

- ・「条例について話し合う100人委員会」については、参加されている市民の協力の下、コストをかけずに運営しています。

(課題)

- ・平成22年中の制定時期については、国の障害者権利条約への批准や内閣府障がい者施策推進会議の状況等、内外の環境の推移を注視し、対応していく必要があります。

今後の取組・予定

- ・平成22年度には、知的障害者向けにわかりやすく条例のことを説明する学習会や、教育、医療、業界団体等に対するヒアリング調査などを実施します。
- ・条例について市民と市長とが意見交換できる機会を設けます。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
条例検討専門委員会などによる検討	(11月)諮問 (1~3月)委員会を開催	→		
パブリックコメントの実施		→		
条例の制定		→		
事業費(千円)	806			

- 4 一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」を制定します。
(2年以内)

数値目標等（取組指標・方針）

・平成22年度末までに、一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」等を制定します。

現状（平成21年3月末時点）

・子ども・子育て希望（ゆめ）プランを策定して各種施策を実施していますが、理念などを示す、子ども総合条例は制定していません。

【他政令指定都市の状況】

自治体名	名称	施行時期
札幌市	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	H21.4月
川崎市	川崎市子どもの権利に関する条例	H13.4月
新潟市	(仮称)新潟市子どもの権利条例	検討中
名古屋市	なごや子ども条例	H20.4月
堺市	堺市子ども青少年の育成に関する条例	H20.4月
広島市	(仮称)広島市子どもの権利に関する条例	策定中
京都市	子どもを共に育む京都市民憲章	H19.2月制定

取組内容

- ・平成22年度末までに、子どもをいつくしみ、健やかに育むための総合的な理念・方策を定める「子ども総合条例」等を制定します。
- ・学識経験者、医療・福祉・教育分野の代表者、市民からの公募委員などで構成される、児童福祉専門分科会の検討を踏まえて、条例を制定します。
- ・パブリックコメントを実施し、市民に広く意見を求めます。

事業計画（工程表）

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
児童福祉専門分科会による検討	→			
パブリックコメントの実施		→		
条例等の制定		→		

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価（10点満点）

達成度	
進捗度	加点・減点
b	

7点

取組実績（平成22年3月末時点）

評価理由

<p>・子どもをいつくしみ、健やかに育むための総合的な理念・方策を定める「子ども総合条例」等を制定するため、児童福祉専門分科会を3回開催し、条例等のあり方や整備手法などについて、検討を行いました。</p>	<p>・平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。</p>
<p>（市民満足度向上に向けた取組）</p> <p>・市民に広く検討内容の周知を図るため、市のホームページに児童福祉専門分科会における議事録を掲載しました。</p> <p>（コスト・効率性）</p> <p>-</p> <p>（課題）</p> <p>・社会全体で子どもの健やかな成長を支えあう気運の醸成を図るため、誰にでも親しみやすく、理解しやすいものにする必要があります。</p>	<p>（主な成果等）</p> <p>平成21年度児童福祉専門分科会における意見整理 (1)取組方法</p> <p>・子どもや大人と一緒に考えて考え、自ら策定したということが必要 ・策定過程において子どもや若者などの意見を聞くことが必要</p> <p>(2)文言内容・形式</p> <p>・青少年の参画が感じられるもの ・子どもも含め、誰にでも親しみやすく理解が容易なもの ・子ども親もその人自身が認められ、共感しあえ、自ら語るようなもの ・感謝や思いやりの心、挨拶など適切な人間関係やコミュニケーションの構築に繋がる心が育てられるもの ・子どもがどう育っていきたいかという子どもから見た視点を取り込めるもの ・市民ニーズの変化や様々な状況の変化などにも、迅速かつ柔軟に対応できるもの</p> <p>(3)活用方法</p> <p>・制定後、それを核に据え、継続的に市民などに働きかけ、自ら主体的に行動できることが必要 ・規定するだけでは効果が無いので、それを活用してその先の取組を展開することが必要</p>

今後の取組・予定

・児童福祉専門分科会において、基本方針案の審議、条例等素案の審議、条例等案の審議、最終審議を実施します。

（工程表）

年度	H21（実績）	H22	H23	H24
実施事業等				
児童福祉専門分科会による検討	→ (12月,1月,3月)開催	→		
パブリックコメントの実施		→		
条例等の制定		→		
事業費(千円)	980			

-5 「文化都市創造条例」を制定します。(2年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

・総合的かつ持続的な文化芸術振興を図るため、平成22年度末までに、「文化都市創造条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

【政令指定都市の制定状況】

・平成18年3月に芸術文化の振興を図るため「さいたま市文化芸術振興計画」を策定していますが、「文化都市創造条例」は制定していません。

政令指定都市名	制定時期
川崎市文化芸術振興条例	平成17年4月1日
札幌市文化芸術振興条例	平成19年4月1日
京都文化芸術都市創生条例	平成18年4月1日
大阪市芸術文化振興条例	平成16年4月1日

(平成21年10月末現在)

18政令指定都市のうち、4市が制定済み

取組内容

・平成21年度に、市民、有識者などからなる「文化都市創造条例検討委員会」を設置します。平成22年度は、条例検討委員会による検討を踏まえ条例案を作成し、パブリックコメントによる市民意見を取り入れた「文化都市創造条例」を制定します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
「文化都市創造条例検討委員会」の設置・検討		→		
パブリックコメントの実施		→		
条例の制定			→	

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加減点	4点
C		

取組実績(平成22年3月末時点)

評価理由

<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)文化都市創造条例の制定に必要な検討をする外部委員会の設置に向けて、平成22年3月に(仮称)文化都市創造条例制定検討委員会設置要綱を制定しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月30日に委員会設置要綱を策定したものの、平成21年度の取組である「委員会の設置」とは判断できず、条例制定に向けた検討が未実施であることから、進捗度を「C」と判断。
(主な成果等)	
(市民満足度向上に向けた取組)	
(コスト・効率性)	
(課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)文化都市創造条例制定検討委員会設置要綱を制定したものの、委員の選定等に遅延が生じており、条例の制定に向けた検討が未実施となっています。 	

今後の取組・予定

<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、条例制定検討委員会において、条例の制定に必要な検討を行い、条例の骨子、素案についてパブリックコメントを実施し、年度末までに条例を制定します。 				
(工程表)				
年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
「文化都市創造条例検討委員会」の設置・検討		→		
パブリックコメントの実施		→		
条例の制定			→	
事業費(千円)	0			

-6 さいたま市の憲法「自治基本条例」を市民参画で制定します。
(3年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

・平成23年度末までに、「自治基本条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

・平成18・19年度に自治基本条例制定の意義・必要性について調査研究を行いました。 【政令指定都市・県内他市の自治基本条例制定状況(平成21年9月末現在)】

政令指定都市(4市) 川崎市、静岡市、札幌市、新潟市
県内他市(12市) 志木市、富士見市、入間市、草加市、久喜市、秩父市、新座市、熊谷市、川口市、越谷市、三郷市、北本市

取組内容

- ・条例案の作成に当たっては、平成21年度中に「条例制定基本方針」を策定し、平成22年度に公募による市民を主体とした検討委員会を設置します。
- ・検討委員会での検討と合わせ、タウンミーティングなど様々な市民参画の手法を活用しながら市民への情報発信や市民意見の収集を行い、条例案を作成します。
- ・平成23年度末までに、自治に関する基本理念や市政運営の基本的事項などを定めた、言わば本市の憲法となる「自治基本条例」を制定します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等 「条例制定基本方針」の策定・検討委員会委員の公募等	→			
検討委員会による検討		→	→	
情報発信・意見収集(タウンミーティングなど)	→	→	→	
条例の制定			→	

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度	
進捗度	加点・減点
b	7点

取組実績(平成22年3月末時点)

・平成20年度以前に行った自治基本条例に関する調査研究を活用し、また、自治基本条例を制定又は検討中の政令指定都市、県内各市等に対する照会を行い、検討体制、スケジュール等を検討し、平成21年12月に自治基本条例制定基本方針を策定・公表しました。

・また、条例を検討するための検討委員会を設置するため、市報、HP、自治会回覧などを活用して委員公募を行うとともに、関係団体の代表者及び学識者から委員の選定を行いました。

(市民満足度向上に向けた取組)

・市民主体で検討を行い、市民意見を反映した条例とするため、検討委員会20名のうち12名を公募市民としました。(他8名は関係団体代表者及び学識者)

(コスト・効率性)

(課題)

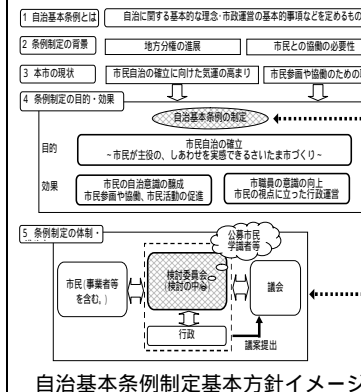
・市民目線で検討していただくための公募市民を主体とする検討委員会において、円滑な運営の確保をどのように図っていくか。

・多くの市民意見をどのように集約し、反映していくか。 など

評価理由

・平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。

(主な成果等)



今後の取組・予定

・平成22年度から検討委員会での検討を進めるとともに、多くの市民意見を反映するためタウンミーティングなど様々な市民参画の手法を活用し、平成23年度末までに自治基本条例を制定します。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等 「条例制定基本方針」の策定・検討委員会委員の公募等	→			
検討委員会による検討		→	→	
情報発信・意見収集(タウンミーティングなど)	→	→	→	
条例の制定			→	
事業費(千円)	0			

- 7 他市に類をみないスピードで進む高齢化に備えて「安心長生き条例」を制定します。(4年以内)

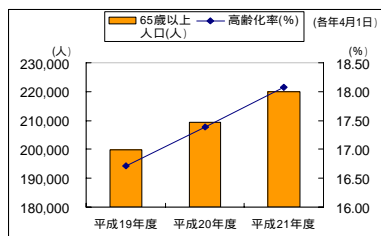
数値目標等(取組指標・方針)

- 平成23年度末までに、高齢者の生きがい、健康、福祉の充実などを総合的にまとめた「安心長生き条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、各種施策を実施していますが、「安心長生き条例」は制定していません。

【さいたま市の高齢者数と高齢化率】



取組内容

- 平成22年度末までに、高齢者などへのアンケートや他市取組状況調査などを行います。
- 平成23年度末までに、学識経験者、医療・福祉分野の代表者、市民からの公募委員などで構成される、高齢者保健福祉計画等検討協議会の検討を踏まえ、「安心長生き条例」を制定します。
- パブリックコメントを実施し、市民に広く意見を求めます。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
アンケート、調査の実施		→		
高齢者保健福祉計画等検討協議会による検討			→	
パブリックコメントの実施			→	
条例の制定				→

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度	
進捗度	加点・減点
b	

7点

取組実績(平成22年3月末時点)

評価理由

- 条例の制定に向けて、全国を取組状況調査を行い、同趣旨の他市の条例等についての情報収集を行いました。
- 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において今後の取組について説明を行い、条例制定に向けた協力を求めました。

平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会は、公募委員を含む15名で構成され、市の高齢者福祉行政の進捗管理や助言を行う機関です。

(主な成果等)

- 安心して長生きできる社会づくりを目指すという観点から他市の条例等調査を行い、福島県郡山市及び足立区の「高齢社会対策基本条例」等を参考として現在、研究を行っています。

(市民満足度向上に向けた取組)

(コスト・効率性)

(課題)

- 今後の超高齢社会を見越して、高齢者を含む、すべての世代が相互に理解しあい、協働する社会づくりを目指す条例とする必要があります。

今後の取組・予定

- 専門分科会委員全員に更に10名程度の委員を加えた第5期高齢者保健福祉計画等検討協議会を7月に発足し、条例案に盛り込む項目と策定方法の検討を開始します。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
アンケート、調査の実施	→	→		
高齢者保健福祉計画等検討協議会による検討			→	
パブリックコメントの実施			→	
条例の制定				→
事業費(千円)	0			

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)

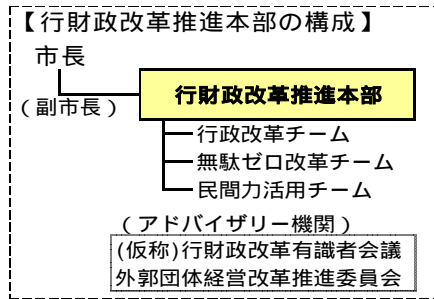
《1-1 行財政改革推進本部の設置》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年11月に、「行財政改革推進本部」を市長直轄組織として設置し、民間人専門家を登用します。

現状(平成21年3月末時点)

- 行政改革を担当している改革推進室は、総務局内の内部組織として設置されており、市長直轄の組織とはなっていません。
- 改革推進室に任期付採用による民間人は採用していません。



取組内容

- 新たな観点から行財政改革を推進するために、平成21年11月に「行財政改革推進本部」を市長直轄の局相当の組織として設置し、平成21年度中に、任期付採用により民間人を登用します。
- 行財政改革推進本部に行政改革チーム、無駄ゼロ改革チーム、民間力活用チームを置くとともに、より専門的見地からアドバイスを行う市長のアドバイザー機関として、「(仮称)行財政改革有識者会議」、「外郭団体経営改革推進委員会」を設置し、積極的な行財政改革を推進します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
組織の設置	11月設置			
行財政改革の推進				
(仮称)行財政改革有識者会議・外郭団体経営改革推進委員会の設置				

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度	
進捗度	加点・減点
b	
7点	

取組実績(平成22年3月末時点)

- 行財政改革を推進する市長直轄の組織として、平成21年11月に「行財政改革推進本部」を設置しました。
- 平成22年1月及び2月に、任期付採用による民間人をそれぞれ1名ずつ登用しました。
- 市長のアドバイザー機関として、平成21年7月に「外郭団体経営改革推進委員会」を、平成21年12月に「行財政改革有識者会議」を設置しました。
- (仮称)新行財政改革推進プランの素案策定に着手しました。

評価理由

- 平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。

(主な成果等)

	行財政改革有識者会議	外郭団体経営改革推進委員会
設置年月日	平成21年12月9日	平成21年7月23日
平成21年度会議回数	2回	9回

【アドバイザー機関の設置等】

(市民満足度向上に向けた取組)

- 民間企業における経営改革などに実務経験を有する民間人を採用し、新たな視点による行財政改革を推進することとしました。

(コスト・効率性)

- 平成21年11月に設置した、行財政改革推進本部を中心に、「有識者会議」の知見を活用するとともに、民間の視点も取り入れながら、行財政改革推進に向けた検討を行いました。

(課題)

- 専門家の知見を効果的に活かしながら、平成22年中に、(仮称)新行財政改革推進プランを策定する必要があります。

今後の取組・予定

- 平成22年度以降は、行財政改革をさらに加速させ、創造的変革の年にするため、既存の事務事業の総点検を実施するとともに、本市の改革の進むべき道標となる、(仮称)新行財政改革推進プランを策定します。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
組織の設置	11月設置			
行財政改革の推進				
行財政改革有識者会議・外郭団体経営改革推進委員会の設置	7月・12月設置			
事業費(千円)	0			

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)

《1-2 事務事業評価の見直し》

数値目標等（取組指標・方針）

・「行財政改革推進本部」において、事務事業評価（注1）の新たな評価方法等を構築し、すべての事務事業を見直し、平成24年度末までに100事業の縮小又は廃止を行います。

現状（平成21年3月末時点）

平成19年度に実施したすべての事務事業（1,683事業）に対する評価を行い、区役所業務等評価を除く1,561事業について次年度予算の方向性を検討し、22事業を廃止と判定しました。外部評価については、平成19年度の実施事業を対象として、有識者からなる「さいたま市行政改革推進懇話会2005外部評価会議」において、委員が選定した28事業に対する外部評価が行われ、大半の事業が「概ね適切」と判定された一方で、7事業が「やや不適切・やや不十分」と判定されました。

平成20年度事務事業評価の結果
事務事業評価（区役所業務等評価以外）
<平成21年度予算の方向性>

評価区分	事業数	構成比
大幅に増加（重点化）	135	8.6%
やや増加	298	19.1%
現状維持	849	54.4%
やや削減	73	4.7%
大幅に削減	50	3.2%
× 廃止	22	1.4%
該当なし（予算なし）	134	8.6%
計	1,561	100.0%

平成20年度事務事業 外部評価結果
（選定した28事業に対する外部評価）
<平成19年度事業の実施状況>

評価区分	事業数	構成比
A 適切・十分	0	0.0%
B 概ね適切・概ね十分	21	75.0%
C やや不適切・やや不十分	7	25.0%
D 不適切・不十分	0	0.0%
計	28	100.0%

取組内容

・平成21年11月に設置する「行財政改革推進本部」の無駄ゼロ改革チームにおいて、評価の更なる透明性と客観性を高めるために新たな評価方法などを構築します。
・既存事業については、事務事業の見直しと新たな評価方法などによる選択と集中を行い、平成24年度末までに100事業の縮小又は廃止を行います。

事業計画（工程表）

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
事務事業の見直しによる事業の縮小・廃止	→ 25事業			
新たな評価方法等の構築	→			
新たな評価方法による事務事業の見直しによる事業の縮小・廃止		→ 25事業 (累計:50事業)	→ 25事業 (累計:75事業)	→ 25事業 (累計:100事業)

(注1)事務事業評価とは、前年度に市が実施した全分野の事務事業を対象に、その実施状況等を検証、分析し、今後の改善策を検討するもの。

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	8点
b	↗	

取組実績（平成22年3月末時点）

評価理由

・平成21年度に実施した事務事業評価により、廃止又は縮小となった事業は48事業で、平成22年度予算の効果額は約6億円となりました。
・既存の事務事業評価に替わる新たな仕組みとして、市の全ての事業を常に見直す事務事業総点検を構築しました。
・平成22年度は、事務事業総点検を基礎として、新たなマネジメントサイクルの仕組みを構築します。

・平成21年度の数値目標、工程表のとおり進捗したので「b」と判断。数値目標である25事業の見直しを上回る48事業を実施したことを評価し加点。

(主な成果等)

<廃止又は縮小した事務事業の内訳>

項目	件数	効果額
廃止又は縮小した事務事業の件数・効果額	48件	602百万円
廃止した事業	6件	171百万円
終了した事業	10件	78百万円
統合した事業	3件	8百万円
縮小した事業	29件	345百万円

事務事業総点検とは、これまで市が実施してきた全ての事務事業を対象に事業の必要性やその効果について「そもそも論」から問い直すものです。

(市民満足度向上に向けた取組)

(コスト・効率性)

・効率性と実効性を担保する観点から財政課と連携を図り、既存事業の見直しを実施し、平成22年度の予算編成に反映させました。なお、平成21年12月に、事務事業の見直しの判断基準である「事務事業見直しメルクマール」を基に見直しを行った結果、廃止又は縮小となった事業数は210事業で、効果額は約114億円となりました。

(課題)

・事務事業の総点検を踏まえ、事業を常に見直す(改革や改善)といった職員の意識の醸成と仕組みの構築が大きな課題です。

今後の取組・予定

・平成22年度から実施している事務事業総点検による見直しの方向性に基づき、進行管理を実施し、毎年度、事務事業の点検を行います。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
事務事業の見直しによる事業の縮小・廃止	→ 48事業			
新たな評価方法等の構築	→			
新たな評価方法による事務事業の見直しによる事業の縮小・廃止		→	→	→
事業費(千円)	1,200			

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)

《1-3 補助事業の見直し》

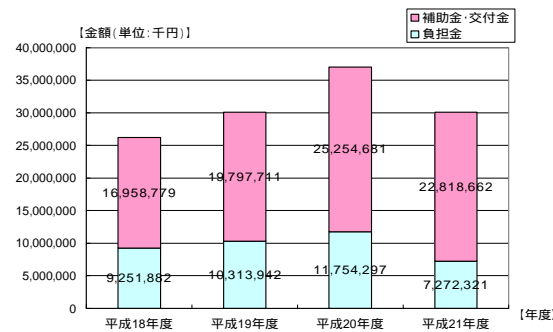
数値目標等(取組指標・方針)

- すべての補助金等について、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に対応し、公正かつ効率的な制度とするため、「聖域なき見直し」を平成22年度予算から実施します。

現状(平成21年3月末時点)

- 補助金等(補助金・負担金・交付金その他の給付金で反対給付を受けないもの)については、「さいたま市行政改革推進プラン」において、その目的や役割、成果等の観点から見直すこととしています。
- 平成19年度に「さいたま市補助金等の見直しに関する基本方針」を定め、事務事業評価を活用した見直しを進めています。

【一般会計の補助金・交付金・負担金の状況】



取組内容

- すべての補助金等について、社会経済情勢の動向、市の施策の推進、市民等のニーズ、事業効果等の観点から見直しの基準(指標)を策定します。
- 見直し基準(指標)に基づき、平成22年度予算から反映します。
- 補助金等の見直しの内容について、毎年度、検証・公表します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
見直し基準(指標)策定		→			
予算への反映		→	→	→	→
検証・公表		→	→	→	→

所管課 行財政改革推進本部 無駄ゼロ改革チーム (問合せ先: 048-829-1108)
 財政局 財政部 財政課 (問合せ先: 048-829-1153)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加減点	7点
b		

取組実績(平成22年3月末時点)

- 平成21年12月に、補助金等の見直し基準(指標)として「補助金等見直しメルクマール(判断基準)」を定めました。
- 平成22年度予算編成では、行財政改革推進本部と財政局が連携し、各種事業における実行委員会補助金、各団体への運営費補助金、研修など市内部への負担金を中心に判断基準に基づいて見直しを行いました。
- 平成22年度予算編成において、57事業の補助金等を見直すことにより、約1億6千万円の財政的な効果を上げ、予算案に併せて市民へ公表しました。

評価理由

- 平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。

(主な成果等)

【補助金等見直しの効果】

	件数	効果額
実行委員会補助	11件	約2,800万円
運営費補助	19件	約5,400万円
その他	27件	約7,300万円
合計	57件	約1億6千万円

(市民満足度向上に向けた取組)

(コスト・効率性)

- 判断基準の策定に当たり、新たな資料を作成ことなく、既存資料を最大限活用することで、人件費等の抑制に努めました。

(課題)

- 見直し対象となった補助金等の支出先への説明の充実が課題です。

今後の取組・予定

- 平成22年度に行う事務事業総点検の中で、引き続き「補助金等見直しメルクマール(判断基準)」に基づいて見直しを行い、補助金等の支出の適正化を図ります。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22	H23	H24
見直し基準(指標)策定		→ (12月)基準の策定			
予算への反映		→ 約1億6千万円削減			
検証・公表		→ (2月)公表			
事業費(千円)		0			

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)

《1-4 外郭団体改革》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年7月に、「外郭団体経営改革推進委員会」を設置します。
- 平成21年度中に、「(仮称)さいたま市外郭団体改革プラン」を策定します。

現状(平成21年3月末時点)

- 外郭団体(注1)改革については、平成17年度から平成20年度までの4年間で、3つの団体の廃止、市補助金年間約2億円の削減、派遣職員の半減(57人削減)などを実施しました。
- 平成20年12月に、市の外郭団体を、より公益的な役割を担う団体へと集中化、スリム化することを内容とする「外郭団体改革の基本方針」を策定しました。
- 「外郭団体改革の基本方針」では、平成20年度から平成25年度までに、株式会社を除く17団体から12団体に、5団体の削減などを行い、改革による削減効果の総額を約30億円(改革実施から約10年間の概算推計)と推計しています。

【外郭団体一覧(H20.4.1現在)】

名称
1 (財)さいたま市国際交流協会
2 さいたま市土地開発公社
3 (財)さいたま市公立施設管理公社
4 (財)さいたま市文化振興事業団
5 (財)さいたま市浦和地域医療センター
6 浦和総業株式会社
7 (社福)さいたま市社会福祉協議会
8 (社福)さいたま市社会福祉事業団
9 (社)さいたま市シルバー人材センター
10 (財)さいたま市在宅ケア サービス公社
11 浦和商業開発株式会社
12 (財)さいたま市産業創造財団
13 (社)さいたま観光コンベンションビューロー
14 (財)浦和パーキングセンター
15 (財)さいたま市公園緑地協会
16 (財)さいたま市都市整備公社
17 (財)さいたま市土地画整理協会
18 与野都市開発株式会社
19 北浦和ターミナルビル株式会社
20 岩槻都市振興株式会社
21 (財)さいたま市体育協会
22 (財)埼玉水道サービス公社

取組内容

- 平成21年7月に、外部の専門的、客観的な視点からの意見や助言等を取り入れるため、民間人専門家による「外郭団体経営改革推進委員会」を設置します。
- 平成21年度中に、外郭団体の健全な発展と市の行財政運営の効率化に資する「(仮称)外郭団体改革プラン」を策定します。
- 継続的に各団体の経営状況や改革の進捗を監視し、外郭団体の経営改革や体質改善を促進していきます。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
外郭団体経営改革推進委員会の設置	7月			
外郭団体改革プランの策定				
各外郭団体の統廃合等の実施				

(注1)外郭団体とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している団体及び市の人的又は財政的援助を行っている団体など、さいたま市外郭団体指導要綱に定める22団体をいう。

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	7点
b		

取組実績(平成22年3月末時点)

評価理由

- 外郭団体の今後のあり方や経営改革案等について、外部の専門的、客観的な視点からの意見や助言等を取り入れ、見直しや検討を行うために民間人専門家による「外郭団体経営改革推進委員会」を平成21年7月に設置しました。
- 外郭団体の健全な発展と市の行財政運営の効率化に資する「外郭団体改革プラン」を「外郭団体経営改革推進委員会」の意見や助言等を取り入れ、平成22年3月に策定しました。

(主な成果等)

(市民満足度向上に向けた取組)

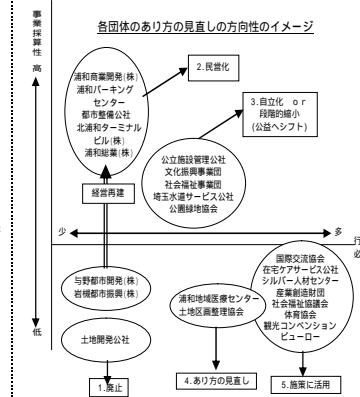
- 改革状況を市民にわかりやすく示すために、各団体ごとの改革目標及び期限を具体的に記載しました。

(コスト・効率性)

- 印刷コストの縮減を図るために、印刷製本は外注せずに市職員で対応しました。

(課題)

- 外郭団体の統廃合等を実施していく上で、外郭団体の職員の処遇について、必要な措置を講ずる必要があります。



今後の取組・予定

- 平成22年度以降は、継続的に各団体の経営状況や「外郭団体改革プラン」に掲げた改革の進捗を監視し、各外郭団体の統廃合等を実施します。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
外郭団体経営改革推進委員会の設置	7月設置			
外郭団体改革プランの策定				
各外郭団体の統廃合等の実施				
事業費(千円)	933			

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)

《1-5 公共施設マネジメント会議設置》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年度中に、基礎調査、基本方針の策定を行います。
- 平成22年度中に、「公共施設マネジメント会議」を設置します。
- 平成23年度末までに、公共施設等の効率的な管理運営を推進するため、土地を含む公有財産について、ストックマネジメント(注1)に重点を置いた「公共施設マネジメント計画」を策定します。

現状(平成21年3月末時点)

- 一貫性ある公共施設の配置方針を確立するため、市民の誰もが自由かつ選択的に利用できる施設(市民利用施設)を対象として、「公共施設適正配置方針」を平成15年3月に策定しています。
- 土地を含む公有財産の有効活用や施設の適切な改修・維持管理などのストックマネジメントは、主に所管ごとに行っており、全庁的・総合的な視点からは行っていません。

【施設分類ごとの公の施設数】

施設分類	施設数
レクリエーション・スポーツ施設	16
産業振興施設	9
基盤施設	107
文教施設	125
社会福祉施設	210
合計	467

取組内容

- 平成21年度中に、基礎調査、基本方針の策定を行います。
- 平成22年度中に、市民・有識者を含む「公共施設マネジメント会議」を設置し、市民ニーズや人口動態等を踏まえた、より効率的な公共施設の適正配置の観点から現況調査を行い、公有財産の現状と課題の分析を行います。
- 土地を含む公有財産の有効活用や既存施設の統廃合、適切な改修・維持管理計画、稼働率向上策等を検討し、ストックマネジメントにも重点を置いた「公共施設マネジメント計画」を策定します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
公共施設マネジメント基礎調査・基本方針の策定		→			
公共施設マネジメント会議の設置			設置		
公共施設現況調査の実施			→		
公共施設マネジメント計画の策定・実施				→	

(注1)ストックマネジメントとは、構造物や施設などの建築物の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。
このストックマネジメントにより、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、解体、用途変更、改修、改築など、その施設にとってどれがよりよい方法なのか判断することができる。

所管課 行政改革推進本部 行政改革チーム (問合せ先: 048-829-1108)
 政策局 政策企画部 企画調整課 (問合せ先: 048-829-1035)
 財政局 財政部 財政課 (問合せ先: 048-829-1153)
 財政局 財政部 用地管財課 (問合せ先: 048-829-1190)
 (追加) 建設局 建築部 保全管理課 (問合せ先: 048-829-1509)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	8点
b	↗	

取組実績(平成22年3月末時点)

- 平成21年度中に、公共施設の基礎調査を行い、本市における公共施設マネジメントの取組みの方向について基本方針を策定しました。
- 平成22年度当初の公共施設マネジメント会議の設置に向けて、市民委員の公募の準備及び有識者の人選を始めました。
- 公共施設現況調査を平成21年度中から前倒して実施するとともに、公共施設マネジメント計画の策定についても、公共施設マネジメント会議において、平成22年度から1年前倒して検討することとしました。

評価理由

平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。さらに、公共施設現況調査を前倒して着手し、公共施設マネジメント計画の策定を1年前倒して検討する準備を進めた点を評価し加点。

(主な成果等)

公共施設: 新・旧耐震基準割合		
旧耐震基準	1,296,191㎡	53.6%
新耐震基準	1,124,017㎡	46.4%
橋梁: 竣工年別延長		
築50年以上	約200m	約1%
築50年未満	約19,000m	約99%
上水道: 布設年度別配水管延長		
布設40年以上	約71km	約2%
布設40年未満	約3,326km	約98%
下水道: 敷設年度別下水道管きょ延長		
敷設50年以上	約22km	約1%
敷設50年未満	約2,828km	約99%

(市民満足度向上に向けた取組)

- 公共施設の現況調査において、各施設で利用者満足度調査を行っているかどうかを調査項目に含めました。

(コスト・効率性)

- 公共施設の基礎調査については、庁内で実施した他の調査結果や保有する情報を活用することで、コストの削減を図りました。

(課題)

- インフラ施設や土地までを含む公共施設マネジメント計画の策定は全国的にもめずらしく、独自の視点で調査・分析を進める必要があります。

公共施設の基礎調査

今後の取組・予定

- 平成22年度においては、公共施設マネジメント会議を設置し、公共施設現況調査と並行して公共施設マネジメント計画の策定に着手します。また、公共施設のモデルケースについて詳細な調査を行い、公共施設の総合評価手法の構築と今後の方向性について「さいたま市公共施設マネジメント検討報告書」にまとめます。

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22	H23	H24
公共施設マネジメント基礎調査・基本方針の策定		→			
公共施設マネジメント会議の設置			設置		
公共施設現況調査の実施			→		
公共施設マネジメント計画の策定・実施				→	
事業費(千円)		0			

4 市長の退職手当を50%減額します。(すぐ)

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年度中に、「さいたま市長の退職手当の特例に関する条例」を制定し、市長の退職手当を50%減額します。

現状

- 市長の退職手当の減額措置は、実施していません。(平成21年5月27日時点)

現行条例の市長退職手当の額
35,798,400円

50%減額した場合の額
17,899,200円

(現行の市長給料月額1,243,000円を算定基礎とし、市長任期1期4年(48月)で算出した場合)

取組内容

- 徹底した行財政改革を基本方針とした、新たな市政を運営する方針を示すため、現下の厳しい社会経済情勢を勘案した「さいたま市長の退職手当の特例に関する条例」を制定し、財政効果の高い市長の退職手当の減額を行います。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
条例の制定	➡			

所管課 総務局 人事部 給与課 (問合せ先: 048-829-1862)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加減点	8点
b	↗	

取組実績(平成22年3月末時点)

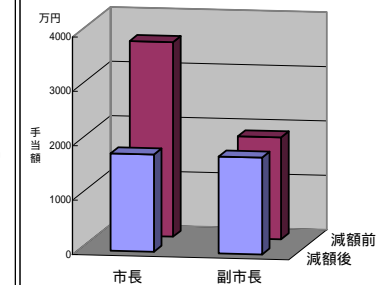
評価理由

- 徹底した行財政改革を基本方針とした、新たな市政運営方針を内外に示すとともに、現下の厳しい社会経済情勢を勘案し、市長の退職手当を50%減額する「さいたま市長の退職手当の特例に関する条例」を平成21年12月に制定しました。
- また、副市長についても、市長と一体となって徹底した行財政改革を推進する姿勢を示すため、退職手当を5%減額する「さいたま市副市長の退職手当の特例に関する条例」を平成21年12月に制定しました。

平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。さらに、副市長についても退職手当を5%減額する条例を制定したため、加減点。

(主な成果等)

市長及び副市長の退職手当の減額状況



今後の取組・予定

- 平成22年度以降は、現場訪問、タウンミーティング等の機会を通し、直接市民の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、適正な市政運営に努めます。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
条例の制定	(12月 条例公布・施行) ➡			
事業費(千円)	0			

5 市長給与を10%減額します。(すぐ)

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年度中に、「さいたま市市長等の給料の特例に関する条例」を制定し、市長給料を10%減額します。

現状

- 市長給与の減額措置は、実施していません。(平成21年5月27日時点)

現行条例の市長給料月額
1,243,000円

10%減額した場合の額
1,118,700円

取組内容

- 効率的、効果的な行政運営を図り、徹底した行財政改革を基本方針とした市政運営を行うため、「さいたま市市長等の給料の特例に関する条例」を制定し、市長給料を10%減額します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
条例の制定	→			
市長給与の減額	→			

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価(10点満点)

達成度		
進捗度	加点・減点	8点
b	↗	

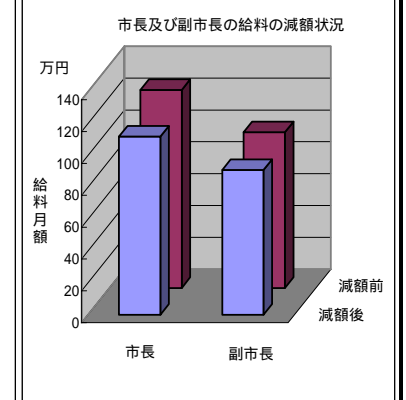
取組実績(平成22年3月末時点)

評価理由

- 効率的、効果的な行政運営を図り、徹底した行財政改革を基本方針とした市政運営を行うため、市長給料を10%減額する「さいたま市市長等の給料の特例に関する条例」を制定し、平成22年1月から施行しました。
- また、副市長、水道事業管理者及び常勤の監査委員並びに教育長についても、それぞれの分野で市長を補佐する立場にあり、今後、市全体で、徹底した行財政改革の推進及び生産性の高い都市経営の実現を基本方針として諸施策を展開していくため、副市長の給料を7%、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給料を5%減額する規定を定め、平成22年1月から施行しました。

平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。さらに、副市長について7%、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長について5%給料を減額する規定を定めたことから加点。

(主な成果等)



今後の取組・予定

- 平成22年度以降は、現場訪問、タウンミーティング等の機会を通し、直接市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、適正な市政運営に努めます。

(工程表)

年度	H21(実績)	H22	H23	H24
実施事業等				
条例の制定	→ (平成22年1月)条例施行			
市長給与の減額	→			→ 市長任期満了日まで (平成25年5月26日)
事業費(千円)	0			

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
行動宣言	-4	学校訪問を全校実施。	4年以内	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b		7	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。		
磯田委員	a		9	数値目標達成	-	
伊藤（巖）委員	c	↘	3	学校訪問は、学校側で受入準備が整った状況での訪問には問題点は見える事が少ないと思う。自然体での実施が望ましいと感じる。	B	
伊藤（麻美）委員	b		7	内容も大切ですがまずは行動をすることは重要だと思います。市民との約束をまもり実際に行動を起こした後に中身を評価すべきだと感じます。	A	末端の声を聞くことが満足度を高めることにつながるのでAをさせていただきます。
猪野委員	b	↘	6	訪問回数が予定通り進捗したので、「b」判断。ただし、訪問先が小学校に偏っているように見える。高校への訪問回数は0回であるし、幼稚園・養護学校への訪問回数も1回のみと、極端である。数値目標の達成に不安を残したと判断し、減点。	A	普段接触する機会の少ない市政を身近に感じることができる機会であり、市政への積極的な参加を促す効果が期待できる。市政への関心が薄いとされる若者に、新しく市政への興味・関心を育む機会となることから重要度は増していると判断。「A」と定めた。
川嶋委員	b	↗	8	今まで出来ないことを実施できたことは成果大と考える。	B	計画通り実施のこと
栗原委員	b		7	工程表通りの進捗。21年度は高校は未訪問とのことなので、今年度は改善を望みます。	B	次の世代との対話は変わらず重要であると考えます。
長野委員	b		7	工程表どおりの実施内容である。	C	スケジュール調整、ルーティン化の領域であり、初年でルーティン化されたと思われる。今後は今年で培った内容を繰り返して実施してゆくことで対応できる。
延原委員	b		7	特段のコメントなし。 教員、職員と話し合う事は重要だが、「子どもの声を聞く」ことの意義はよく理解できない。	B	現場の声を聴くことの大事さ。
橋本委員	b		7	事業計画30校に対して実績30校は、順調に取り組んでいると考え、「b」と評価しました。訪問・交流型の事業は出来れば訪問時間の表記を出していただきたいと思いません。意見交換以外に意図した目的があるのかどうか、確認したい点です。	B	「しあわせ倍增プラン2009」に関しては、多くの事業が関連していると考えております。この事業で市長が感じたことや考えたこと、また意見や現場の声をどこかに反映するのか、ただ意見を伺うのか、事業の成果をどのようにしていくのか、明確な方針が欲しいと考えました。
東委員	b		7	学校訪問の内容がいまひとつつかめませんが、予定どおり実施されたということで「b」にします。	A	子どもたちと現場の教師、保護者の声を聞く姿勢は大切だと思います。
廣瀬委員	b		7	予定通りの30校を訪問	B	現場訪問にも、学校を訪問している場合がある。両者の位置づけの違いの有無などについても説明が必要か？必ずしも両者を区別する必要はないかも知れないが。
町田委員	b		7	市民との対話は、実際の現場を肌で感じる事ができ人と人とのつながりが持てる点で、一定の効果があると感じている。施策と市民との意識ギャップが問題となる行政施策において、そのギャップを修正するいい機会にもなると思う。費やす時間と対話できる人の数の限界から「効果が少ない。首長自ら対話するのは非効率」と考える首長が多い中、トップが自ら感じることに意味があると評価する。そして、「できることをできる範囲」ですという姿勢にも好感が持てる。 対話を行う人選については不透明な部分がある。事務局は対話の事務手続きにあたり、「問題のない団体・施策に肯定的な人」を選定することが多い。否定的な団体・個人の意見を敢えて「聴く」という機会があってもよいと考えている。団体の選定方法において、不透明な点が残念。	B	重要度としてはBとした。実際の市民意識の調査は、プライベートな時間で自らの生活の中で実感し、知ろうとする姿勢が大切なのだと思う。公務の時間を費やしてまで、「市民の声を聴く」というのは、アピールポイントとしては低いと個人的には考える。よって、施策というよりは、市長・行政職員のライフスタイルの問題なのだろうと考える。公務の一貫として「現場の声を聴く」ということで集まって、どれだけ本音の音が聞けるのかも疑問でもある。日本人は、本音と建前をうまく使い分ける。自ら進んで、出る杭になる人・団体は少ないように思う。最終的には、市長の真実を知ろうとする「気」、行政職員ひとりひとりの「気」が、現場の意識と行政意識のギャップを埋めるものだ。タウンミーティングを何回開催しようと、行政側の受け入れ態勢がないと、効果があがらないのが現実だ。

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
行動宣言	-5	職員との車座集会を100回開催。	4年以内	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b		7	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。		
磯田委員	b	ノ	8	目標実施回数達成	-	
伊藤（巖）委員	c	ノ	3	現場職員の声を聴く事により、現実の問題が見える事になり、今後の行政に生かせると思うので、課題が出やすい状況での開催を望む。	B	
伊藤（麻美）委員	b		7	内容も大切ですがまずは行動をすることは重要だと思います。市民との約束をまもり実際に行動を起こした後に中身を評価すべきだと感じます。	A	末端の声を聞くことが満足度を高めることにつながるのでAをさせていただきます。
猪野委員	b		7	車座集会の実施回数が予定通り進捗し、かつアンケート調査によって職員の意識に変化が現れたことが明示されたため、進捗度は「b」と判断。一方、「職員の個々の能力を最大限に発揮」できているのかについて、具体的にどういった調査を行っているのか明示して欲しい。	A	職員の仕事に対する意欲の向上や仕事の方向性を導く上で非常に有効な手段といえ、「A」と判断。
川嶋委員	b		7	計画通り行われて当然と考える。逆に今までなかったのが問題と思う。	B	計画通り実施のこと
栗原委員	b		7	数値目標通り。今後も臆することなく意見を言える環境作りを望みます。	B	組織としてはとても大切なことだと思うので、意見の採用具合や今後の変化等ではAになるのではと思います。
長野委員	b		7	工程表どおりに実施されている。	C	スケジュール調整、ルーティン化の領域であり、初年でルーティン化されたと思われる。今後は今年で培った内容を繰り返して実施してゆくことで対応できる。
延原委員	b		7	職員から提案された内容で市長が実行に移すべきと判断したものをPDCAに入れ込むスタッフは配置されているかが重要です。人材育成課ではないのでは。	B	現場の声を聴くことの大事さ。 執行部隊（職員）に市長の考えを浸透させる重さ。
橋本委員	b		7	事業計画20回に対して実施21回開催なので工程表通りに進捗したと評価できます。単なる形だけのプラン進行ではなく、市政改革のために市長と職員が、想いや言語をつきあわせていく課程は大変重要であると考え、加点いたしました。より具体的にホームページ上で公開していくことが出来ると、見える形になっていくと感じました。	A	2年目以降プランを実行していくに際して、様々な課題・問題が生じた時、市長・職員がいかに理解して困難な状況に取り組んでいくのか、重要になると思います。そのような基礎になる集会になっていくのであれば事業としての重要度は高まっていくと考えます。
東委員	b		7	目標回数をクリアしたという点で「b」にします。車座集会でいただいた職員の意見をどう活かすかが問われると思います。	A	現場の職員の声を聴くとともに、市長の政治姿勢を職員に徹底させるためにも重要度は高いと考えます。
廣瀬委員	b		7	ほぼ予定通りの21回を開催。	B	
町田委員	b		7	市長との対話を通じて市行政の方向性を明確にした後は、実際の現場で、いかに効率的に実施するのが重要になってくる。対話の目的は効率的な人的資源の活用であろう。サービス業界では、サービスからホスピタリティへの変換を実施している組織が注目を集めている。職員が自主的に考えて実行でき、自分の裁量権限が与えられ、自ら決定権を持つ。そのような業務は公務員の場合は難しいが、その仕事方法に学ぶところは多いと感じる。真のホスピタリティサービスの実施は難しいが、行政がサービスである以上、その考え方をとりいれて、市の基本方針の趣旨を実現するためにできる範囲で実施してもらいたいと思う。	C	上位から下位への忠実な意思伝達が求められる行政にあっては、独創的発想ということばは否定的にとられることも多い。トップがかわれば、今までの市の方針も180度変革を余儀なくされる組織運営にあって、職員のモチベーションを高めるための対話は、どれくらいの効果があるか図ることが困難だと感じる。しかしながら一定程度の市政の方向性を明確に伝達するためには、部長・課長からの伝達より、首長の直接的な想いを職員に告げたり、職員との対話は効率的事務のカイゼンには必要なのかもしれない。対話をやったという実績は評価できるが、その内容において、どのような効果があったのか？という点で不明なため重要度はCとした。

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
条例宣言	-1	市長任期を3期までとする、多選自粛条例を制定します。	すぐ	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	c		4	平成21年度中に条例を制定する目標であったが、市議会6月定例会に提案するも、9月定例会で否決され、制定にいたっていないので、進捗度を「c」と判断。		
磯田委員	c		4	努力は見られる	-	
伊藤（巖）委員	d	↓	0	議会で否決されたが、今後の選挙で3期12年を限度として市民に問うことも必要と考える。	C	
伊藤（麻美）委員	c		4		B	
猪野委員	d	↓	0	条例は否決され、かつ再検討に向けた具体的な案も提示されていないことから、進捗度はdと判断、減点対象とした。	C	条例を定める目的が不明確であり、現に議会では否決されている。必要性が薄れていると判断し、「C」とした。
川嶋委員	c	↑	5	議会に提案が出来、継続審査になり否決となった。意欲と努力を加点とした。	B	再検討のこと
栗原委員	d	↑	2	すぐという目標にも係らず、未だ未達成ということでdとした。しかし提案は行っていることから加点した。	A	多選については、メリットよりもデメリットの方が多いと感じる。それに対して議会の不明瞭な反対があるのであれば、それを追求するためにもますます重要度が高まるのでは。
長野委員	c	↓	3	予定通り、H21中に議案上程までは進んだ。9月議会で否決された。それを受けての対策として、12月議会や2月議会への再上程はされなかった。	B	
延原委員	d	↓	0	この宣言の良し悪しを無視すれば、まったくの未知の故 0点。 Q：議会との関係なのでしょうから、評価の仕様がなない。	C	市政とあまり関連しない。3期目の妥当性は市民（有権者）が決める事。
橋本委員	c		4	事業計画に対して、実績を残すことが出来なかったので進捗度は「C」。実現できなかったことを受けて、次年度の計画に関して「内容再検討」だけでは不十分で、具体的なアクションまで触れていなかったため、加点なし。実現できなかった時のプラン練り直しに関して、提示があったほうが望ましい。	C	国会議員、都道府県や大都市のトップリーダーたちの在り方を見てみると、思い出すのは福島県矢祭町の根元前町長（6期24年）の存在です。役職から離れる際には町民が説得して、町長を続けたという話は有名です。議会で否決されたことを踏まえ、再度挑戦するのか、条例制定を諦め別の方策を目指すのか、いずれにしても「しあわせ倍增プラン2009」の事業の中では優先事項としては低く感じられる。
東委員	c		4	議会マターであるので、目標どおりできなかったことはしかたがないと思います。議会で採択されるための説得力に欠けていた点については検討の余地があるのかと思います。	B	どの程度が、市長任期にふさわしいのか、よくわかりません。プラスマイナスについての検討がより必要だとおもいますが、判断がしにくいという点で重要度を「B」にします。
廣瀬委員	c		4	提案したが議会で否決され、制定に至っていない。	B	「倍增計画」で条例化と定めているが、現市長の任期のみに関するものであり、条例化が成立しなくても、実質的に目標達成は可能であるため。
町田委員	b	↑	8	直接民主制の欠点を踏まえて、プレシビットの危険から市民を守るという強い使命感が感じられる。ただ、国の大統領とも違いその権限が限定される地方自治体の首長であれば、その内容が優れていれば長期政権も「あり」なのかも考える。施策についての是非はあるが、いち早く議会に法令案を提出したことは高く評価できる。議会での否決は結果論であるが、今後はその市長の想いを各党派に伝えることが主となる。市長の願いが各議員に伝わることで評価結果としたい。本来なら利権などの問題を常に内在する議員にこそ、この想い・願いが各議員の各々人に芽生えることで実質的な評価としたい。条例成立はその布石となるものとして応援したい。実際の法令があるということでb評価とした。市民にその内容を積極的に公開し、必要性・プレシビットの危険性、地域自治の本旨を訴える「きっかけ・道具」としてこの条例制定を評価する。	A	多選禁止の条例をだすことで、市民がなぜ「多選がいけないのか」ということを考えるきっかけになったことは、とても評価できる。施策的には、単独であるが、市民が「市役所を小さな政府」として認識するための契機として重要度は高くし、Aとさせてもらった。自治体が行っている事業は、私たち市民との契約のもとにひとりひとりの幸せ実現のために行っているもの。これをもっともっと深く考えるきっかけの事業としてA

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
条例宣言	-2	生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。	すぐ	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b		7	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。		
磯田委員	b		7	目標達成	-	
伊藤（巖）委員	d	↘	0	スポーツを推進、活用を総合的にとうたいながら、区の中には、学校以外に施設、グラウンドが無い状況です。言葉だけの満足ではないか？尚、名称について、先に「体育振興」があるのに後に「スポーツ振興」とした事にも統一性が無く感じる。（予算の減額の問題）	C	
伊藤（麻美）委員	b		7		B	
猪野委員	b		7	市民の意見を取り入れ、かつ工程表通りに条例を制定したことから、進捗度「b」と判断。	B	市民の心身健康、交流等を促す事業であり、依然として重要と考え「B」と判断。
川嶋委員	b		7	計画通り進められた。	B	計画を実施し成果あるものにする。
栗原委員	b		7	工程表通りの進捗。しかし実際に重要なのは条例の活用だと思うので、今後の進捗に期待します。	B	論理的に見れば、すでに解決したことなので重要度は下がるが、実際には今後が大切なためかわらずとした。
長野委員	b		7	工程表どおりに条例制定された。H22から「推進会議」と計画策定・施策の実施となるが、そのためにH21に議決された予算内容・実施計画までフォローできなかったため、加点の根拠がなく、加点・減点共になしとする。	B	
延原委員	b		7	「会議」「条例」では実のスポーツは行えない。「原っぱゾーン」なる考えを具体的（場所、広さ、利用の自由度、ランニングコスト.etc）に提示するべき（H22年度）でしょう。	B	老若男女誰もが自由にスポーツを無料（or無料に近い）でやれる様にすることは総医療費の削減につながる。 Total cost の削減
橋本委員	b	↘	6	事業計画通りに事業が展開したことが評価できます。制定後の充実した展開をイメージすることが出来ず、早急に工程表に沿って進行した印象を拭えることができなかった為、減点評価しました。	B	絵に書いた餅にならないよう、制定後の具体的なアクションが重要であると考えております。
東委員	b		7	スポーツや文化はあらゆる市民を結びつける面があります。条例が制定されたことについて「b」の評価をします。今後は市民向けにどのような施策を展開していくのかが問われます。	A	スポーツを通じたまちづくりというコンセプトそのものの意義を感じるので「A」にします。
廣瀬委員	b		7	予定通り条例は制定。政策内容の実現は22年度からとなるので、まずは予定通りで加点減点なし。	A	まちづくりのポイントとなる項目であり、単なるハコモノ整備ではなく、市民の暮らし方にかかわる政策への展開が期待される。条例化はあくまで出発点であり、今後それがどう活かされていくかが期待される。
町田委員	b		7		B	

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
条例宣言	-3	障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例を制定します。	すぐ	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b	↑	8	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。さらに、市民のための市民による条例とするため、「100人委員会」を設置し、より多数の市民の意見を直接伺う機会を設けたので加点。		
磯田委員	b	↑	8	目標以上達成	-	
伊藤（巖）委員	c		4	よく解りませんので、全体の感じで評価しました。	B	
伊藤（麻美）委員	b		7		A	障害のある方や高齢者など、社会の弱者の視点から優しく住みやすい環境を整える、長期的な視点は将来の市の運営にとっても良い成果につながると感じ、重要度をAに致しました。
猪野委員	b	↑	8	数値目標等、予定通り進捗していることから、進捗度「b」と判断。また、広く市民から意見を取り入れる「100人委員会」前倒しで実施したことに対して加点。一方、どの程度市民の意見が反映されているのか明示して頂きたい。	A	社会的に弱い立場にいる人々を積極的に支援し、権利を守る姿勢を明示することで障害者の生活に安心と安全をもたらすと考えられる。私自身が障害者であることから、この政策のありがたみが身にしみてわかる。したがって重要度は「A」と判断。
川嶋委員	b	↑	8	100人委員会の設置など内容において加点されると考える	A	より充実させること。
栗原委員	b		7	工程表通りの進捗のためb。加点については、資料にあるほど特別なことを行っているとは思えないためなしとした。	B	条例制定に向けて、重要度は変わらないと考える。
長野委員	b	↑	8	「市民に広く意見を求める」とする取組み内容については、100人委員会の設置などの工夫が見られる。	B	
延原委員	b	(仮)	7	事前に定めた工程表に数値目標が無く、評価できません。	B	特になし。
橋本委員	b		7	事業計画に対して、順調に進捗している印象を持ちました。市民を巻き込んだ形で進行していく（100人委員会）は、様々な意見を拾い上げる場として、また市民も意見を集約していく側にいるのは、単なるサービスを受ける立場から脱却する良い機会になると思います。加点にしなかったのは、市民参加型の事業が多いので、このような取り組みをスタンダードに考えた為です。	B	条例の制定がゴールのように捉えることが出来る表記なので、制定後のことについても表記したほうが望ましいと考えます。まずはH22年度に目標を置いてあるのでB評価にしました。
東委員	a		9	大切な条例と思うし、とくに障害者当事者の意見を汲みながら条例作りをしようとしていることを高く評価します。とくに100人委員会の設置はよかったと思います。	A	どうがんばっても行政のケアが必要な境遇の人についてはきちんと対応をするのが行政の役割であり、その面ではこの条例の重要性は高いと思います。
廣瀬委員	b	↑	8	計画通り専門委員会を設置するとともに、「100人委員会」を設置して、市民参加のチャンネルを充実させた点を加点	A	
町田委員	b	↑	8	進捗管理状況のみの評価として、bとしました。条例制定するための保護法益については、不明ですが、100人委員集会などユニークな施策は評価したいと思います。事務局はたいへんでしょうが、市民にとっては、人の権利の本質を考えるよいきっかけとなったたのではないのでしょうか。今後の市民会議の開催に期待して加点としました。	A	人として生まれてきたことのすばらしさを広く市民に知ってもらいたい機会だと感じています。この条例が市民のひとりひとりが主役となれるための基本条例として位置づけてもらうことを期待してA評価としました。そもそも障害者という単語は、健常者・一般人から見た言葉です。ひとにはそれぞれみんな違ったいるんなカラーがあります。「個性も体質も癖もさまざまであり、その違いがあるから人はすばらしいし尊重されるのだ」このことを心から感じる事ができる社会であれば、豊かな生活・地域になると信じています。国籍、文化、習慣、精神、たくさんの違いをそのままの状態で受け入れることは難しいですが、自分の許容範囲を拡げることでそれは可能になります。その想いのきっかけとなるよい機会だと思います。各地域での100人委員集会など述べ参加人数を考えてもその効果はおおきいでしょう。人は、人として愛され・認められ・必要とされて、生甲斐を感じ、実感が沸きます。

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
条例宣言	-4	一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」を制定します。	2年以内	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加減点	点数			
内部評価	b		7	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。		
磯田委員	b		7	目標のとおり進捗した	-	
伊藤（巖）委員	d		1	子どもの将来を考えたとき、「健やかに」は当然としても、これまで「平和」である現在があるのは、これまでの歴史、特に戦争があり、皆が平和と豊かさに向かって来た結果である。しかし今後を考えた時、何でも「優しい」事だけでは世界の平和は保てないと考えられる。種々の判断が、自分自身で行えるよう育てる事が必要と思う。	B	
伊藤（麻美）委員	b		7		B	
猪野委員	b		7	条例制定にむけた分科会が予定通り進行していることより、進捗度「b」と判断。ただ、条例の意図がいまいちつかみにくい。	B	まだ審議の段階であるため不明瞭な点が多いが、こどもの権利を守るといった理念を条例として制定することは、市の姿勢を明示する上で依然重要であると考え。したがって、重要度は「B」。
川嶋委員	b		7	計画通り進められた。	A	極めて重要な事業と考える。
栗原委員	b		7	工程表の通りと思われる。	B	条例制定に向けて、重要度は変わらないと考える。
長野委員	b		7	行程表どおり、淡々と進んでいる。	B	
延原委員	b	(仮)	7	事前に定めた工程表に数値目標が無く、評価できません。「目的」をもっと明確にした条例にして下さい。 例：子どもは社会全体で育てる事 その他...	B	特になし。
橋本委員	b	↘	6	事業計画に沿って、事業自体は展開している様子は伝わるので「b」評価にしました。減点は、取り組み実績や市民満足度向上に向けた取り組み、課題の表記からは実施した以上の成果を感じることが出来ず、他事業（例：学校訪問での意見や声）との関連も感じられなかったことから、評価しました。	B	-3も同様ですが、社会を構成している子ども・大人・高齢者・障害者等のような社会を共に創っていくのか、というのは大変重要だと考えております。子どもの事業ではありますが、その他にもシナジー効果がある関連性の高い事業なので、いかに他事業と効果を生み出していけるのか、考えながら取り組んでいただきたいと思います。
東委員	b		7	2年目の平成22年度が本格的な取組になるかとおもいますが、とくに子どもをかかえた市民の声を活かした条例が作られることを期待して「b」にします。	A	未来を担う子どもを育てている人たちを、どういう姿勢で応援していくかは、とても大切なことだと思うので「A」にします。
廣瀬委員	b		7	予定通り検討に着手	A	
町田委員	b		7	進捗管理状況のみの評価として、bとしました。条例制定するための保護法益について、個人的理解が不十分のため、加減点もできません。	B	

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍増プラン事業名	期限	個別事業
条例宣言	-5	「文化都市創造条例」を制定します。	すぐ	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	c		4	3月30日に委員会設置要綱を策定したものの、平成21年度の取組である「委員会の設置」とは判断できず、条例制定に向けた検討が未実施であることから、進捗度を「c」と判断。		
磯田委員	c		4	条例の制定に向けた検討が未実施となっている	-	
伊藤（巖）委員	d		1	新しい文化を造り出す条例については解りません。（必要性も）	C	
伊藤（麻美）委員	c		4		B	
猪野委員	d	↘	0	委員会設置要綱の策定だけでは条例制定に向けた取り組み進捗しているとはいえない。まだ何ら議論が成されていないという状況で、平成22年度末までに目標を達成できるとは考えにくい。ほぼ未着手と判断し、進捗度は「d」、減点対象とした。	C	条例の意図が不明確であり、また制定に向けて積極的に取組んでいるとはいいがたい。重要度は低いと判断し、「C」。
川嶋委員	c		4	H22年に条例を制定すること。	B	計画に追いつくこと。
栗原委員	c		4	工程表からは詳細を読み取ることができないため、正確なところはわからないが、22年度末までの条例制定という目標を考えると遅れていると考えざるを得ない。	B	個人的にはBと考えるが、さいたま市が「文化創造都市」を全面に打ち出していくのならば、進捗の遅れを考え、Aと考えることもできる。
長野委員	d	↗	2	委員会設置の器である要綱はできたが、任命作業を含めた委員会の設置は実現していない。そのため、検討に着手されていない。	B	
延原委員	d		1	「委員の選定等に遅延」 工程表が未達なので0点でもかまわない。	C	同じ所管局、部で - 2 を優先した方が良い。予算も
橋本委員	c		4	内部評価による委員会設置要綱を策定したが、「委員会の設置」まで進行できなかったという評価を受けて、C評価にしました。 出来ればなぜ、進行が遅れたのか、その振り返りが表記されていないのが残念。原因をしっかりと把握しているのかどうか、また計画の遅れに関して修正が可能なのかどうか心配なところです。	C	日々の生活に関するものや経済活動に関する条例の多くが2年以内の制定となっており、横断的にプロジェクトチームが作業に追いつかない状況があるのであれば、制定時期の見直し（優先順位の変動）が必要ではないだろうか。 事業自体の重要性と優先順のミスマッチを感じたので、C評価にしました。
東委員	c	↗	5	あせて作るより、内容があり実効性のある条例を作ってもらいたいという期待を込めて、とくに委員会が設置にいたらなかったことをマイナスとは思いません。	A	文化は市民の大切な財産であり、また市民をつなぐ大きな要素ですので「A」とします。
廣瀬委員	c		4	検討機関の設置に至らず。	A	
町田委員	b		7	進捗管理状況のみの評価として、bとしました。条例制定するための保護法益について、個人的理解が不十分なため、加点も減点もできません。	B	

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
条例宣言	-6	さいたま市の憲法「自治基本条例」を市民参画で制定します。	3年以内	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b		7	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。		
磯田委員	b		7	目標・取組内容進捗した。	-	
伊藤（巖）委員	b		7	条例を作るにあたって種々議論をしているところですが、これまでの政令都市が制定した条例がどう生かされ、活用しているか検証が必要と感じている。（必要性についても）自治会に対して行政から見て、どのような位置づけにしようとしているのか？	B	
伊藤（麻美）委員	b		7		B	
猪野委員	b		7	基本方針の策定・公表及び検討委員会委員の公募については予定通り進行しているため、進捗度は「b」と判断。	B	自治に関する基本理念や基本事項を定め、市民に対する意思表示を行うことで、市民自治の確立に向けた一定の効果が期待でき、依然として重要と判断。「B」とした。一方で、現実的な効果の見込みはどの程度ありいつ頃現れてくるのか、また効果を検証するためにこういった調査を予定しているのかについて、具体的な御知見があれば教えていただきたい。
川嶋委員	b		7	計画通りに進捗した。	A	条例の内容が問題である。
栗原委員	b		7	工程表通りの進捗。	A	さいたま市の根幹を成すものなので、制定に向け、今後ますます重要度が高まるのでは？
長野委員	b		7	工程表に従い、策定方針が定められ、検討委員会の任命・組織化が終了している。	B	
延原委員	b		7	H 2 2 年度のタウンミーティングetcを使ってもっと市民に宣伝した方が良い。	B	「市の憲法」を定める重さは変わらない。
橋本委員	b		7	事業計画通りに工程表が進行しているので順調に展開していると評価した。次年度に対する展望がまとめられており、期待できるのではないかと印象を持った。	B	さいたま市の市政の柱となる条例なので、充実したプロジェクト運営を望んでしまう。市民への広報等認知してもらうために具体的な方策をぜひ検討していただきたい。
東委員	b	7	8	これからですが、20名の委員のうち公募委員を12名と大きな割合を占める構成にしたことを評価します。	A	自治体の憲法とよばれる条例ですので重要度は高いと思います。
廣瀬委員	b		7	工程表通りの進捗	A	
町田委員	b		7	内容が不明なため進捗管理状況のみの評価として、bとしました。自治体では、自治基本条例の制定ブームです。そして自治体の憲法というキャッチフレーズで、制定の必要性を説いています。しかし、そもそも憲法ってなんですか。憲法と法律や条例の違いってなんですか。この違いを明確にしない現状・できない状況の中で自治基本条例を制定することには、個人的には反対です。市民の制約をする機会を「公共のため」という大義名分で縛るだけのような気がしてならないからです。条例を制定するには、目的がありその手段が問題となります。「自治基本条例」を制定するための保護法益について、個人的理解が不十分のため、加点も減点もできません。実際に市民が求めているものは、自治基本条例そのものではないし、そこから派生する政策の「結果」だけです。必要なサービスが受けられるかどうかが重要であって、そこに至る過程については、あまり興味がないのが実態でしょう。	A	2000年に制定された「地方分権一括法」により、自治体に「地方政府」としての自立が求められ、地域のことは地域で決められるようになりその権限は以前によりまして増大になりました。権力が増大になるということは、市民の人権を制約できる機会も増大するということから、地方憲法の制定は確かに必要といわれています。その点で、A評価としました。ただ、いままでの自治体で作られているような基本条例であれば、必要なしというのが個人的な意見です。市の基本的な施策は、従来の基本構想・基本計画で十分であり、行政の都合により容易な改正ができるようなものであれば従来型の条例で十分だからです。権力が増大し、その権力から市民を守る・市民のひとりひとりの幸福追求を保証できるような「自治基本条例」の制定であれば意味があります。施策の必要としてはAですが、趣旨が不明なのが残念です。

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍増プラン事業名	期限	個別事業
条例宣言	-7	他市に類をみないスピードで進む高齢化に備えて、「安心長生き条例」を制定します。	4年以内	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b		7	・平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。		
磯田委員	b		7	目標・取組内容進捗した。	-	
伊藤（巖）委員	b		7	条例を作るより、高齢に向かって「何をしたいか」、自分はどのような事が「生きがいに感じるか」を各個人に問い掛け、それらに対応する環境が必要と思います。（高齢者を地域でどの様に見定めるかの問題。）	B	
伊藤（麻美）委員	b		7		A	障害のある方や高齢者など、社会の弱者の視点から優しく住みやすい環境を整える、長期的な視点は将来の市の運営にとっても良い成果につながると感じ、重要度をAに致しました。
猪野委員	b		7	同趣旨の他市の条例についての情報収集を行い、専門分科会に協力を仰いだということより、進捗度は計画通りと判断し「b」。ただし、情報収集量は十分といえるのか、具体的なアンケートの内容や実施時期はいつごろなのかについて明示して欲しい。	B	高齢者の生活を保障する市の姿勢・方向性を明示することで、高齢者により安心感をもたらすと考えられる。依然として重要と考え、「B」。
川嶋委員	b		7	計画通りの進捗した。	A	重要な事業と考える。
栗原委員	b		7	工程表通りの進捗。	B	変わらず重要。
長野委員	b		7	行程表どおりの進行状況である。	B	
延原委員	b	(仮)	7	特にコメントなし。 「情報収集」して研究中なので、評価仕様がなし。 「実質的に評価不能」	B	特になし。
橋本委員	b	↓	6	事業計画通りに工程表が進行しているので、順調に進行していると判断した。 減点にしたのは、今後の展開も検討して思うが、社協以外との協働が感じられず、他事業とのシナジー効果をぜひ活かしながらの進行が出来ないかと内部評価から感じた為です。	A	社会福祉制度に対して不安を感じる人が多いので、さいたま市としてスタンスを明確に表していくことは大変意味があることだと思います。工程表ではH23年末までとなっているが、じっくり作り上げていく事業なので工程表の見直しまで含めて検討していく必要があると思います。
東委員	b		7	さいたま市にとってはもっとも重要度の高いテーマだと思います。 市民の声を最大限反映させた条例を作ることを期待して「b」とします。	A	さいたま市にとっては、すでにくつもの課題が見えている喫緊の課題ですので重要度は高いと思います。
廣瀬委員	b		7	工程表通りの進捗	A	総合的な観点から政策を統合、調整できる枠組を作ることには大きな意義がある。それを実現するためにどのような条例が効果的か、検討の進捗を期待する。
町田委員	b		7		B	

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
1 行財政改革	1	民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。	すぐ	1-1 行財政改革推進本部の設置

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加減点	点数			
内部評価	b		7	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。		
磯田委員	b		7	目標・取組内容の進捗がみられる。	-	
伊藤（巖）委員	c		4	改革を行ううえでは、行政の内部状況が把握でき、尚、どの部分が改善を必要とするか、判断できる人材が必要と思う。ただ、民間人でと言うのは、組織内部が判らない状況では、事前説明等に多くの労力が必要ではないか？	B	
伊藤（麻美）委員	b		7		B	
猪野委員	b		7	計画通り進捗していると判断し、進捗度は「b」。	A	実務経験を有する専門家を登用することで、議論が活性化し、行財政改革により一層弾みをつけると考えられる。よって重要度は増していると考え、「A」。
川嶋委員	b		7	計画通りの進捗	B	工程表通り進めていく。
栗原委員	b		7	工程表通りの進捗。	A	歳入が減少するなか、無駄の削減は必須。
長野委員	b		7	新たな部門として行財政改革推進本部が設置され、民間人登用と外部有識者会議編成も進んだ（行財政改革推進本部内の部門編成の達成状況までは把握できず）。ただし、行程表にある「行財政改革の推進」に具体的な目標設定が示されていないため、その意味する内容が把握できず、加減点・減点ができない。	B	
延原委員	b		7	民間人2名程度の採用（注：登用ではない）では少なすぎると思う。また彼らにどの程度の決定権を与えているのがPoint（評価の）であろう。	A	まったなしのテーマ。もっと予算をかけた方が良い。「本部予算」が2600万円ぐらいでは実質何もできないのでは。資金投入して一気に進めるべき。
橋本委員	b		7	事業計画通りに進捗していると判断したので「b」評価。行財政改革有識者会議や外郭団体経営改革推進委員会の実施回数（予定/実績）の表記はしていただきたい。	B	行財政改革の柱となる第1歩として本部設置があると考え、重要度は変わらないと判断した。改革推進プランの策定に期待したい。
東委員	b		7	「推進本部」を市長直轄の組織としたこと、民間人を登用したことを評価します。そんな役割をはたすのかはこれからだと思います。	A	効率的な行政運営のために、また「新しい公共」の確立のために重要なことだと思います。
廣瀬委員	b		7	工程表通りの進捗	A	
町田委員	b		7		A	

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍増プラン事業名	期限	個別事業
1 行財政改革	1	民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。	すぐ	1-2 事務事業評価の見直し

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b	↑	8	平成21年度の数値目標、工程表のとおり進捗したので「b」と判断。数値目標である25事業の見直しを上回る48事業を実施したことを評価し加点。		
磯田委員	b		7	進捗がみられる	-	
伊藤（巖）委員	b	↑	8	事務事業の改善については、社会状況の変化により職員が認識した結果、見直しが出来た事と理解している。	B	
伊藤（麻美）委員	b		7		B	
猪野委員	a		9	目標を大幅に上回る48事業の縮小・廃止を達成しており、進捗度は「a」と判断。	A	無駄があれば当然排除・効率化すべきである。21年度の実績を見る限り、予想以上の無駄が存在しているといえる。よって重要度は増していると判断し、「A」と定めた。
川嶋委員	b	↑	8	数値目標25を上回り効果金額が大きかった。	A	今後とも重要なテーマである。力点を入れていく。
栗原委員	b	↑	8	工程表通りの進捗。設定目標の倍を見直した点について加点の対象とした。	A	歳入が減少するなか、無駄の削減は必須。
長野委員	b	↑	8	目標数を上回る事務事業の縮小・廃止が行われ、新たな点検枠組みも導入された。	A	市長をはじめとする政策調整機構によるリーダーシップ、調整力が問われる取り組みである。成果を上げてゆくには庁内を含めた利害関係主体との交渉・説得が求められる。
延原委員	b		7	数値目標（25 48）を達成しているが、Cutされた6億円が他へ転用されていない事（即ち総予算H22が減額されている事）が担保されれば8点です。	A	まったなしのテーマ。もっと予算をかけた方が良い。「本部予算」が2600万円ぐらいでは実質何もできないのでは。資金投入して一気に進めるべき。
橋本委員	b	↑	8	25事業に対して48事業の見直し・縮小・廃止は年度途中（H21.5月～）ということを見ると大変努力したのではないかと評価し、加点を加えた評価となった。	B	事業を常に見直す姿勢を植えつけていく意識改革及び行動変容は、「しあわせ倍増プラン2009」実現にむけて重要であると考え、「b」評価にしました。
東委員	b		7	事務事業の見直しはぜひ進める必要のあることだと思いますが、数値目標になじむものかどうかは若干、疑問です。大きなまちづくり構想の中で、廃止するもの、縮小するもの、継続するもの、拡大するもの、新設するものを、説得力のある理由をもって判断していく必要があると思います。そうしたことに着手したという点で「b」にします。	A	財政面だけではなく、これからのまちづくりの一環として判断されるものであることを確認したうえで、「A」とします。
廣瀬委員	b	↑	8	事務事業総点検により、目標数以上の廃止・縮小を実現した。	B	新しい点検方式の成果は、導入初年にもっとも効果を挙げるのではないかと推測される。今後も着実に点検・評価に基づく事業の見直しを行うべきだが、今後は1-1による体系的な行政改革の取り組みがより重要度を増し、この項目は、その下で着実に見直しを実施する一手段として位置づけていくことになるのではないかと。
町田委員	b		7		A	

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
1 行財政改革	1	民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。	すぐ	1-3 補助事業の見直し

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b		7	・平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。		
磯田委員	b		7	進捗がみられる	-	
伊藤（巖）委員	b		7	補助見直しについては、地域の状況等、行政との関連性・業務等も考え、特に配慮する事が必要ではないか。	B	
伊藤（麻美）委員	b		7		B	
猪野委員	b		7	計画通り進捗したので、「b」と判断。効果が金額として数値化されているのでわかりやすい。当初に想定していた金額があれば教えて頂きたい。	A	依然削減すべき箇所が多数存在していると判断し、「A」と定めた。
川嶋委員	b		7	計画通りの進捗	B	今後とも効率等も検討し、支出先への説明を続ける。
栗原委員	b		7	工程表通りの進捗。	A	歳入が減少するなか、無駄の削減は必須。しかし補助金を受けて活動している団体の中には、一般市民が貴重な活動を行っているところがあると思うので、その活動を止めてしまわないような慎重な検討を希望。
長野委員	b		7	行程表どおりに見直し基準が策定され、運用が開始された。それによる削減内容も公表されている。なお、削減の結果生じる社会的効果の検証作業内容（方法）まではフォローできなかったため、加点・減点はできない。	A	市長をはじめとする政策調整機構によるリーダーシップ、調整力が問われる取り組みである。市民、各種団体、そして庁内部署を含めた利害関係主体との交渉・説得が必要である。同意を調達するためには非常に大きな作業が求められると思われる。
延原委員	b		7	「メルクマーク」が最も重要です。メルクマールの Version up を繰り返す事も工程表に入ればよい。 また 総額いくらの57事業から16000万円を削減したのかを明確にして下さい。	A	まったなしのテーマ。 もっと予算をかけた方がよい。 「本部予算」が2600万円ぐらいでは実質何もできないのでは。資金投入して一気に進めるべき。
橋本委員	b		7	事業計画で予定されていた内容が、実現されているようなので「b」評価とした。しかし事業計画における工程表の表記が不十分であるため、実績との対比を見ることが出来ない。予定では策定期間はいつだったのか、削減額はどのくらいを想定していて、約1億6千万円の削減はどのように捉えているのか、等見えない点が多い。	B	政府の事業仕分けの注目と同じように、興味関心のある事業であるのは間違いありません。単なるパフォーマンスにならないように、十分な説明やプロセスの透明化を期待します。
東委員	b		7	時代が変わっていく中で、「聖域なき見直し」はぜひ必要です。見直しの背景にはこれからのまちづくりに向けた「哲学」が必要であるとおもいます。「市民参加と協働、市民活動の推進」「新しい公共の実現」などです。これからの活動が問われるとおもいます。	A	時代に即したまちづくりのありかたを作り出すものであることを確認したうえで、「A」とします。
廣瀬委員	b		7	見直し基準を予定通り策定し、22年度予算から見直しを反映。	B	
町田委員	b		7		A	

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
1 行財政改革	1	民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。	すぐ	1-4 外郭団体改革

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加点減点	点数			
内部評価	b		7	平成21年度の取組である、委員会の設置、プランの策定は実施済、外郭団体統廃合は未実施であるが、21年度中に準備を終え、22年4月に1団体を削減、これらを総合的に判断し、進捗度を「b」と判断。		
磯田委員	b	↑	8	目標以上の達成	-	
伊藤（巖）委員	b		7	情報の伝達や交通機関の充実に伴い、常駐し業務のない内容の外郭団体は改革が必要と思います。	B	
伊藤（麻美）委員	b		7		B	
猪野委員	b		7	外郭団体統廃合については未実施であるが、22年4月の時点で1団体を削減しており、ほぼ工程表通り進捗していると判断。さらに他の事業計画も予定通り進行していることから、進捗度は「b」と定めた。	B	30億円という巨額の削減効果が得られることから、依然として重要と考え、「B」と判断。
川嶋委員	b		7	ほぼ計画通りの進捗	B	今後の実施が重要
栗原委員	b		7	工程表通りの進捗。	A	歳入が減少するなか、無駄の削減は必須。
長野委員	b		7	外部改革委員会の組織化ならびに改革プランの策定は行程表どおりに進められた。H21年中に実質的に1団体の廃止が行われた。しかし、「継続的に体質改善を促進する」とする個別団体レベルでの取組み内容の成果については具体的な成果がフォローできなかったため、加点・減点ができない。	A	政策領域1-3に比すれば利害関係主体は限定的ともいえるが、雇用問題を含む大きな改革であるため、市長を含む市経営者層のリーダーシップが問われる。
延原委員	b		7	「委員会」に何らかの権限を与えているかがスピードアップのポイント。実質上の権限です。	A	まったなしのテーマ。もっと予算をかけた方が良い。「本部予算」が2600万円ぐらいでは実質何もできないのでは。資金投入して一気に進めるべき。
橋本委員	b		7	計画に対して、十分な取り組みであると評価して「b」評価とした。加点としてはしがらみや慣習に縛られず、年度内に委員会の設置や改革プランの策定まで辿り着いた点を評価した。	B	行財政改革を掲げている清水市長の理念を具体化したひとつがこの事業であると考え、市民の興味関心の高さから見ても今後の取り組みは重要であると判断しました。
東委員	b		7	「外郭団体」というものそのものが必要であるかどうかまでを問いなおすために、市民意見をおおいに取り入れたうえで検討を重ねる委員会であることを期待して「b」とします。	A	これからのまちづくりのうえで大切なことと考えて「A」とします。
廣瀬委員	b		7	委員会設置、プラン策定、統廃合の1ケース目の準備を完了した。	A	外郭団体は、市役所本体以上に目が届きにくく、行政改革の重要課題となっている。市民に公開された場でその改革を進めていくことは重要。
町田委員	b		7		A	

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
1 行財政改革	1	民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。	すぐ	1-5 公共施設マネジメント会議設置

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加減点	点数			
内部評価	b	↑	8	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。さらに、公共施設現況調査を前倒しで着手し、公共施設マネジメント計画の策定を1年前倒しで検討する準備を進めた点を評価し加点。		
磯田委員	b	↑	8	市民への公表目標へ向けて進捗した。	-	
伊藤（巖）委員	b		7	公共施設の適正配置等については、時代の変化に伴い住環境が変化したことから、基準等の見直しと耐震性も配慮し、今後の総合的な対策が必要と感じる。	B	
伊藤（麻美）委員	b	↑	8		B	
猪野委員	b	↑	8	数値目標、取組内容、事業計画を予定通り進めた上で、公共施設マネジメント計画の策定を一年前倒しすることを決定した意欲の高さを評価し、加点。したがって進捗度は「b」で加対象とした。	A	土地の有効活用や既存施設の統廃合等、将来長期に渡って存続する公共施設のあり方が決まるので、重要は増していると判断し「A」と定めた。
川嶋委員	b	↑	8	計画を上回って実施されているので加点	B	どんどん前倒しで進める。
栗原委員	b	↑	8	前倒しで計画が進んでいることを評価。	A	歳入が減少するなか、無駄の削減は必須。
長野委員	b	↑	8	基本方針の策定、「マネジメント会議」組織化は行程表どおりの準備・実施状況である。一方、現況調査は前倒しで実施に移されている。	B	
延原委員	b		7	・H21年度数値目標が事前に示されていないので加点は不能。 ・「更新・維持」と「新設」との予算バランスの概念を決めていればそれを示して下さい（最も重要）。 ・主管部課が5課もあるので責任があいまいにならないか。責任課を明確に。	A	まったなしのテーマ。もっと予算をかけた方が良い。「本部予算」が2600万円ぐらいでは実質何もできないのでは。資金投入して一気に進めるべき。
橋本委員	b	↑	8	当初予定していた「公共施設マネジメント基礎調査・基本方針の策定」事業だけではなく、「公共施設現況調査の実施」事業まで取り組んだ点は加評価して判断した。計画に対して、現場での状況により柔軟に事業計画を変更して取り組む姿勢は素晴らしい。	B	派手な成果がある事業ではなく、今後の基礎となる事業であり、残り3年間の事業計画を確実に実行していただきたい。
東委員	a		9	1年前倒しでとりに組んでいることを評価して「a」とします。	A	市民の活動の場、交流の場、ひいては新しい公共の担い手としての市民を誕生させる場としての公共施設のあり方はたいへん重要だと思うので「A」とします。
廣瀬委員	b	↑	8	工程表よりも前倒しで作業を進めている	A	都市部の自治体では、新規投資に焦点を合わせるべき時期から、ストックの維持管理を軸とすべき時期に移ってきている。その転換を明確にするために重要。
町田委員	b		7	組織がすでになされ検討段階に入っている点で計画どおりでありb評価とした。必要とする施設を必要なだけ整備することは、実際は難しい。また既存施設も多い中、地域利便性や要望などを把握しながら実質的な整備をすることは、その施設の「必要目的」を根底においての、利用実態調査や使用率や使用目的に照らした調査が必要となる。その部分での評価をどのように実施しているのかが不明なため進行管理の現状においての評価とした。 実際には、建物の再整備は、地域住民や政治的な影響もあり、公務員の事務局側で自由な発想をもって施策案を立案することは困難を伴うことは容易に予想できる。一般市民や第三者機関をいれて、自由な発想や新たな発想で、形式的でなく実質的な施設マネジメント会議として行っていただきたいと考える。施設の利用目的と、それによってもたらせる効果を、維持管理コストや建設コストと比較衡量しながらの方法案を提示してもらうことに期待する。	A	施設を必要とするには、その「目的」や施設によりもたらされる「市民生活の幸福向上の効果」をまず明確に決定すべきであろう。たとえば、「図書館」について考えてみる。「図書館は自治体に必要だ」という意見はあっても、「なぜ必要なのか」という理由は明確でない。施設は、建設されると、長期間にわたり維持管理費用が必要となる。建物であっても公園であってもそれは同じ。「ないよりあったほうがいい」という感覚からの脱却が市民のひとりひとりに必要であろう。そして、市財政が緊迫する中で、施設維持にかかわる費用は大きな影響を与える。将来的な健全な行財政の運営を考えても、本施策の重要度は非常に高い。よって施策の重要度はA評価とした。

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍增プラン事業名	期限	個別事業
1 行財政改革	4	市長の退職手当を50%減額します。	すぐ	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加減点	点数			
内部評価	b	↑	8	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。さらに、副市長についても退職手当を5%減額する条例を制定したため、加減点。		
磯田委員	b	↑	8	目標達成	-	
伊藤（巖）委員	b		7	退職手当については、業務時間が長く、自由時間の無い事から減額は考えられないが、全ての会議に出席する必要性のない事から、出席する会議を選別し、議論の中で、内容を把握する事が求められている。（顔見せだけの出席は不要）	B	
伊藤（麻美）委員	b	↑	8		B	
猪野委員	b	↑	8	数値目標、取組内容、事業計画通りに進捗したため、進捗度は「b」と判断。また、副市長の退職手当を5%減額する条例を制定したことを評価し、加減点。	A	適正な姿勢運営を明示する上で市民に最もわかりやすい事業の一つと位置づけられる。よって「A」と判断。
川嶋委員	b	↑	8	条例が計画通り制定された。更に副市長の退職手当も減額されたので加減点。	B	他の管理職も検討する。
栗原委員	b	↑	8	副市長にまで踏み込んだことを評価。	C	すでに制定されたことであり、項目としての重要度は下がると判断。
長野委員	b	↑	8	目標設定どおりに行程表予定内にて条例が制定され、実施に移された。政治任用職である副市長についての特例条例も導入された。	C	政策内容が確定したため、新たな資源投入は不要である。
延原委員	b		7	特になし	-	終了故に特になし
橋本委員	a		9	すぐ、平成21年度に実施するという計画で、結果を生み出した点と行財政改革を推進するプランの具体的な成果と副市長の退職金まで実現した点を評価して「a」とした。	C	事業目的を達成した為、この事業に対する取り組み、優先度は低くなると考え、「c」評価とした。
東委員	a		9	目標どおりのことを達成したという意味では「b」なのかもしれませんが、市長自らの問題について市民に向けた姿勢を明確にし、将来にわたることがらを議会に対して説得力をもって提起し、条例化したことを高く評価します。	B	重要でないということではないけれど、すでに条例化され実施が保障されているので「B」です。
廣瀬委員	b	↑	8	予定通り条例を制定。副市長も加減点。	C	これにて完了
町田委員	b		7	公務員の特別職としての給料の是非は個々あるだろうが、公約として実施したことは評価できる。ただ、「なぜ減額するのか」という理由が市民に知らされていないのが残念。評価委員側にもその理由がわからない。公僕だから無給料でもよいとは思えないが、能力級でもあり真に優秀な人材を求めるならば人はその高給であっても理解はするだろう。問題なのは仕事もせず、みな疑問をもつ人が、天下りやら、利権を得るから問題なのだと考える。 「高給であること自体は問題ではない。」「高給でない人が高給だから問題」なのだろう。 実施したかどうかという評価であれば、実施したのだからbだが、その趣旨が不明なので、加減点もなしとした。	A	一般的にマスコミでも、「公務員は民間に比べ高給」とされる報道がなされている。本来、問題される事項は、高給とされる仕事内容をしているか否かということなのだろうと考える。「全体の奉仕者だから世間並みとすべき」という考えには賛成できない。市民が望み幸せとなるような施策を立案し、市民のニーズにあった仕事を全体の奉仕者とする人は、高潔であり高い志をもった方々でなければ、真のサービスはできないだろう。利己私欲に溺れ、自分だけの損得しか考えられないような方々には公務員にはなってほしくないというのが当然とみな考える。では、そのような人々は今の社会にどの程度いるのだろうか。もし、そのような人々が特別職であれ一般職であれさいたま市の公務員であれば、僕はその労働に対する対価として高給であってもなんら問題としない。特に特別職の方々は、市民の代理の者であり代理で執行してもらう方々です。自分のしたいことを代わりにしてもらって代表への対価としてどの程度の報酬が妥当なのかということをも市民自らが考えるきっかけとしてもらう施策として、重要度は高いと考えます。

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--

宣言・分野	事業番号	倍増プラン事業名	期限	個別事業
1 行財政改革	5	市長給与を10%減額します。	すぐ	

委員名	達成度			「達成度」の評価理由等	重要度	「重要度」の評価理由等
	進捗度	加減点	点数			
内部評価	b	7	8	平成21年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。さらに、副市長について7%、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長について5%給料を減額する規定を定めたことから加減点。		
磯田委員	b	7	8	目標達成	-	
伊藤（巖）委員	b		7	財政改革を考えたとき、政令市になった現在、県会議員が必要なのか？市会議員はこの人数が必要かも検討すべきではないかと思う。	B	
伊藤（麻美）委員	b	7	8		B	
猪野委員	b	7	8	数値目標、取組内容、事業計画通りに進捗したため、進捗度は「b」と判断。また、副市長、水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長について給料を減額する規定を定めたことを評価し、加減点。	A	健全な行政運営を明示する有効な手段であるといえ、依然削減する余地が残っていると判断。よって「A」と定めた。
川嶋委員	b	7	8	条例が計画通り制定された。更に幹部管理職の給与が減額されたので加減点。	B	他の管理職もバランス上検討する。
栗原委員	b	7	8	他の役職にまで踏み込んだことを評価。	C	すでに制定されたことであり、項目としての重要度は下がると判断。
長野委員	b	7	8	給与減額幅も目標設定どおりで行程表期限内に条例が制定された。他の政治的任用職・幹部層の給与水準の引き下げも行われた。	C	政策内容が確定したため、新たな資源投入は不要である。
延原委員	b		7	特になし	-	終了故に特になし
橋本委員	a		9	数値目標・事業計画ともに実現した点と合わせて管理職の給与減額を実現し、プラン実現に向けて取り組んでいる姿勢を「a」判断しました。	C	事業目的を達成した為、この事業に対する取り組み、優先度は低くなると考えられるが、改めて抜本的な公務員給与改革として検討していく価値がある。
東委員	a		9	かかげた目標どおりということでは「b」なのでしょうが、抵抗も予想される事案について、市長自らが率先して提起し、条例をつくったことを評価して「a」とします。	B	重要でないということではないけれど、すでに条例化され実施が保障されているので「B」です。
廣瀬委員	b	7	8	予定通り制定し、副市長等についても含めた点を加減点	C	完了
町田委員	b		7	公務員の特別職としての給料の是非は個々あるだろうが、公約として実施したことは評価できる。ただ、「なぜ減額するのか」という理由が市民に知らされていないのが残念。評価委員側にもその理由がわからない。公僕だから無給料でもよいとは思わないが、能力級でもあり真に優秀な人材を求めるならば人はその高給であっても理解はするだろう。問題なのは仕事もせず、みなが疑問をもつ人が、天下りやら、利権を得るから問題なのだと考える。「高給であること自体は問題ではない。」「高給でない人が高給だから問題」なのだろう。実施したかどうかという評価であれば、実施したのだからbだが、その趣旨が不明なので、加減点も減点もなしとした。	A	一般的にマスコミでも、「公務員は民間に比べ高給」とされる報道がなされている。本来、問題される事項は、高給とされる仕事内容をしているか否かということなのだろうと考える。「全体の奉仕者だから世間並みとすべき」という考えには賛成できない。市民が望み幸せとなるような施策を立案し、市民のニーズにあった仕事を全体の奉仕者とする人は、高潔であり高い志をもった方々でなければ、真のサービスはできないだろう。利己私欲に溺れ、自分だけの損得しか考えられないような方々には公務員にはなってもらいたくないというのが当然とみな考える。では、そのような人々は今の社会にどの程度いるのだろうか。もし、そのような人々が特別職であれ一般職であれさいたま市の公務員であれば、僕はその労働に対する対価として高給であってもならん問題としない。特に特別職の方々は、市民の代理の者であり代理で執行してもらおう方々です。自分のしたいことを代わりにしてもらおう代表への対価としてどの程度の報酬が妥当なのかということをも市民自らが考えるきっかけとしてもらおう施策として、重要度は高いと考えます。

委員会評価						
-------	--	--	--	--	--	--